

	ご照会などにつきましては、お電話で承ります。 第一フロンティア生命お客さまサービスセンター フリーダイヤル 0120-876-126 営業時間 9:00～17:00 (土日、祝日、年末年始などの休日を除く)	サービス内容 ①ご契約内容についてのご質問・お問合わせ ②基準価額のご照会 ③保険金などの請求のお手続き ④目標値の設定・変更など、ご契約内容の変更のお手続き
	現在の積立利率、基準価額、「円貨支払特約」の為替レートなどは、 第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。 第一フロンティア生命ホームページ URL http://www.d-frontier-life.co.jp/	
テ	ご契約内容・特別勘定の運用状況などについて下記の書類をご郵送します。 ●ご契約状況のお知らせ・特別勘定四半期運用レポート(年4回) *3月末、6月末、9月末、12月末の積立金額などのご契約状況・特別勘定の運用状況を翌月下旬以降にご郵送します。 ●目標値到達による「定額の(円貨建)終身保険への移行」のお知らせ *「目標値到達時定額(円貨建)終身保険移行特約」を付加された方のみ、目標値到達時にご郵送します。 *移行後は「ご契約内容のお知らせ」を年2回ご郵送します。 ●第1保険期間満了のお知らせ *第1保険期間満了の2ヵ月前を目処にご郵送します。	

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などをお読みください。

「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについてご説明しています。あわせてお読みいただき、大切に保管してください。
ご加入商品の「ご契約のしおり・約款」については、右記のQRコードからご確認いただけます。

〈しおり・約款用〉



この保険商品のご購入に際しては、必ず変額保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者(生命保険募集人)の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先[第一フロンティア生命 03-6685-6500(大代表)]までご連絡ください。

その他ご注意いただきたい事項について

- この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。
- 募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
- お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。
ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

*募集代理店では、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。くわしくは募集代理店にお問い合わせください。

[募集代理店]



[引受保険会社]



2019年4月版

登録B18F0485(2019.2.26) F3461-05 '19年3月作成 リ

ダブル・フロンティア終身

(円建／米ドル建／豪ドル建)

積立利率変動型定額部分付変額終身保険(15)
積立利率変動型定額部分付変額終身保険(通貨指定型)



- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 株価、債券価格、為替、解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

[募集代理店]



[引受保険会社]



ステップ1 ご契約時

運用したい通貨を

円建

米ドル建

豪ドル建

から選びます。

定額部分

基本保険金額に対して最低保証を得たい割合(=保証率)を

円建

100%

米ドル建

豪ドル建

100%

110%

120%

から選びます。

*指定通貨建での最低保証となります。

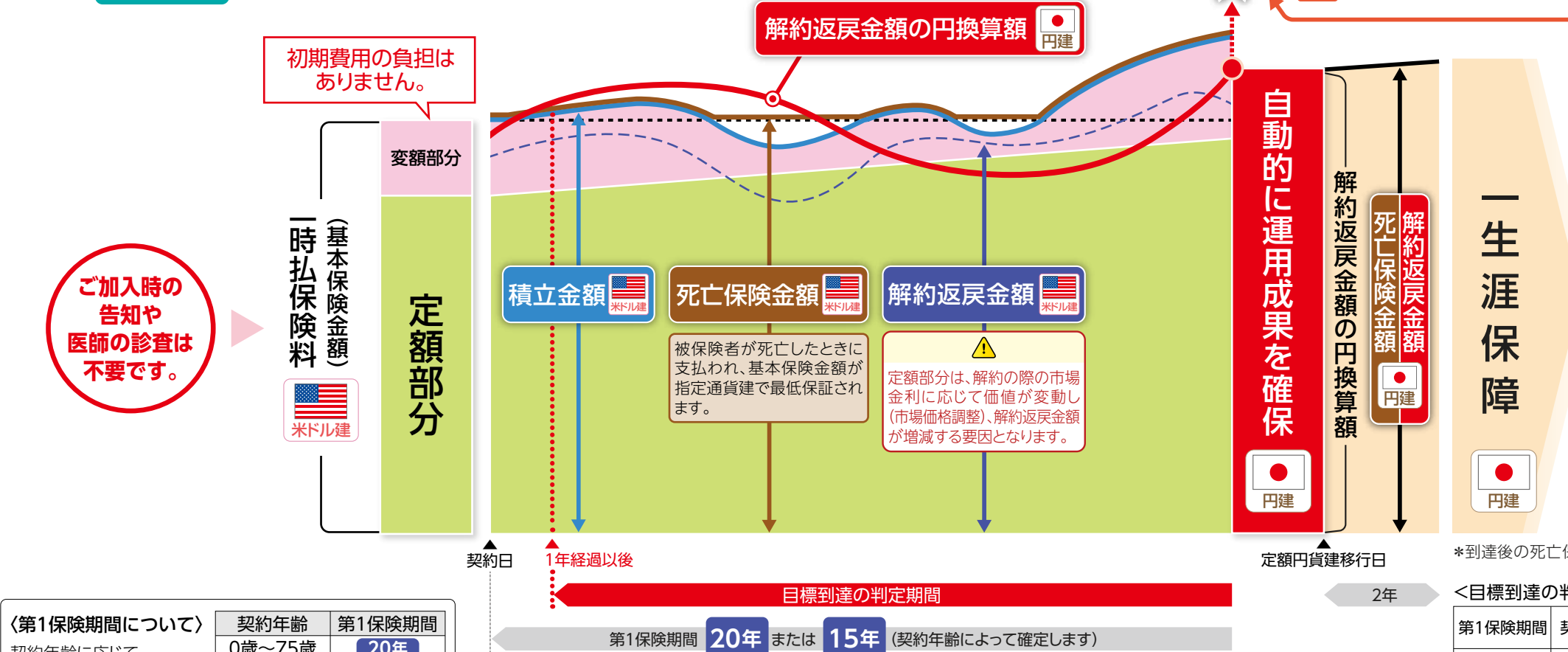
変額部分

定額部分の保証率に応じて、**変額部分**の割合が決まります。

*保証率が高いほど定額部分の割合が高くなり、変額部分の割合が低くなります。

*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない期間・指定通貨・保証率があります。また、ご契約後に期間・指定通貨・保証率を変更することはできません。

米ドル建 100%保証 を選んだ場合のイメージ図



契約年齢	第1保険期間
0歳～75歳	20年
76歳～87歳	15年

用語について	契約日	変額部分	定額部分	定額円貨建移行日
	契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料のうち変額部分に充当する金額を特別勘定に繰り入れる日となります。繰入日は、第一フロンティア生命が「一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「保険契約のお申込みを承諾した日」のいずれか遅い日となり、特別勘定での運用は、その翌日から開始します。	特別勘定で運用し、積立金額がその特別勘定の運用実績により増減する部分をいいます。	一般勘定で運用し、第1保険期間満了日の積立金額が、「基本保険金額×保証率」と同額となる部分をいいます。	定額の円建終身保険に移行する日で、到達判定日(目標値に到達した日)の翌々営業日となります。

ステップ2 第1保険期間中(20年または15年)

ご契約に適用される積立利率でふやします。▶P14・31

市場環境に対応して、積極的に収益の獲得をめざします。

解約返戻金額(円換算額)の目標値を指定します。▶P18・36

●目標値は(105%または110～200%の10%きざみ)を指定できます。

【例】米ドル建、目標値110%
 $1,000\text{万円} \times \text{目標値 } 110\% = \text{目標金額 } 1,100\text{万円}$

●目標値は、ご契約時だけでなく、第2保険期間移行日の2ヵ月前目標値を指定しないこともできます。

●米ドル建・豪ドル建 第2保険期間に再度指定できます。▶P35

ステップ3 目標値への到達時

自分のために

- 解約返戻金額(円建)の一括受取
- 解約返戻金額(円建)を原資とした年金受取

*到達後は市場価格調整を行わず、解約控除もかかりません。

家族のために

定額の円建終身保険への移行

*到達後の死亡保険金額などについて、くわしくは▶P18・36をご参照ください。

<目標到達の判定期間について>

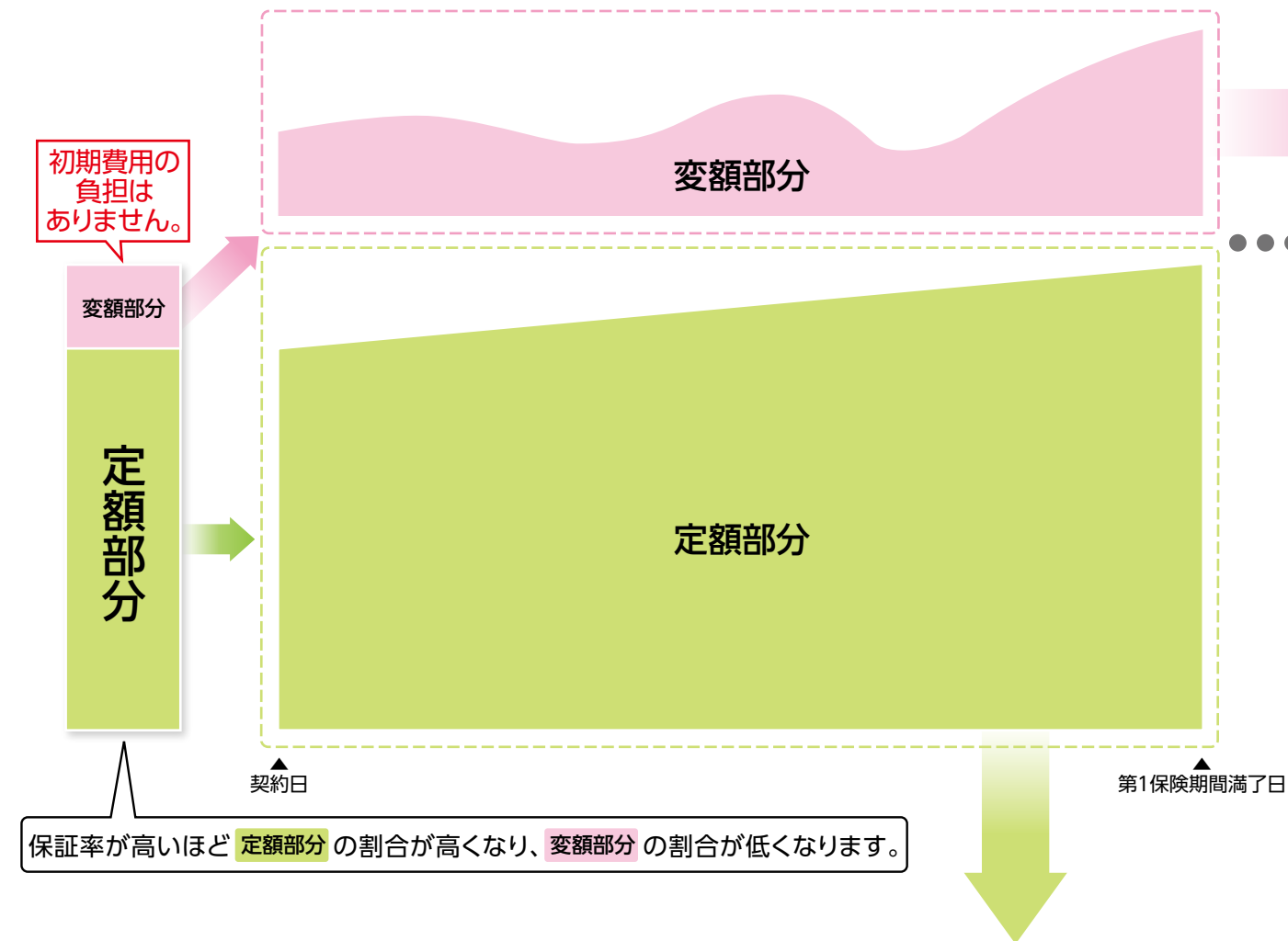
第1保険期間	契約日から1年経過以後より、第2保険期間移行日の2ヵ月前まで毎営業日
第2保険期間	終身にわたって毎営業日(米ドル建・豪ドル建の場合のみ)

*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額、積立金額および解約返戻金額などを保証するものではありません。

この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P23～25、41～44

定額部分 と 変額部分 の運用のしくみ

しくみ図(第1保険期間のイメージ)



保証率が高いほど 定額部分 の割合が高くなり、変額部分 の割合が低くなります。

定額部分

- 固定の利率で確実にふやします。
- 定額部分のみで、第1保険期間満了日には、一時払保険料(基本保険金額)以上を最低保証します。

円建	100%保証
米ドル建	100%保証
豪ドル建	110%保証
	120%保証

*指定通貨建での最低保証となります。

定額部分のみで一時払保険料(基本保険金額)以上の金額が最低保証されるから、安心ですね。

〈「定額部分」のご留意事項〉

- ・利率はご契約時に適用される積立利率で固定されます。
- ・解約などの際、ご契約時より市場金利が上昇した場合は、金額が減少することがあります。



変額部分

運用の **質** と **量**、両面の工夫により、市場環境の変化に対応し、積極的に収益の獲得をめざします。

質 実質的に日本・米国・欧州・アジア・新興国の「株式」、日本・米国・欧州の「債券(国債)」、エネルギー・金属などの「商品」の3つの資産に投資を行います。

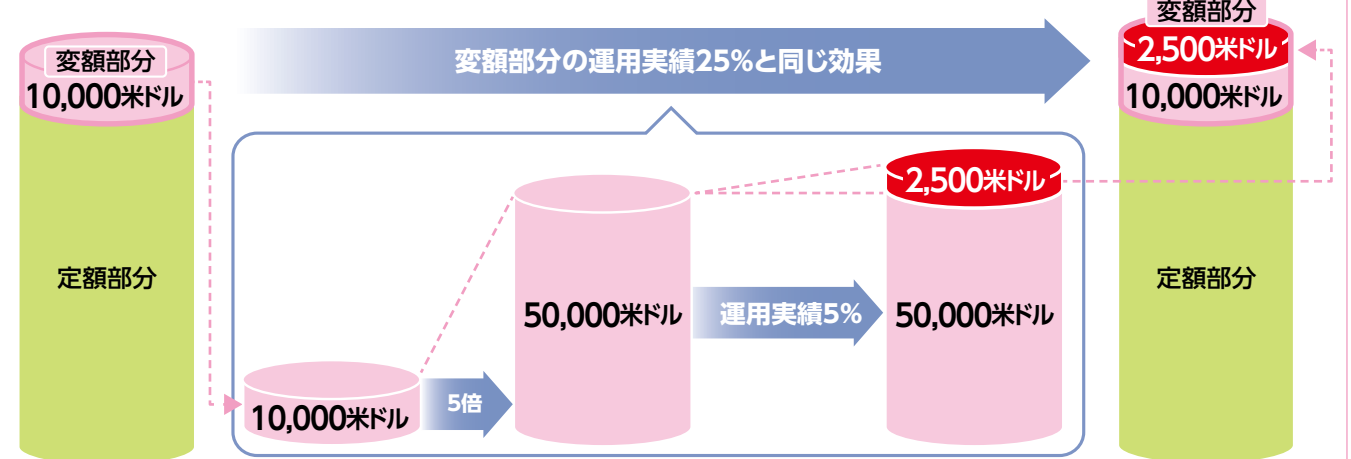
資産配分を毎日見直し

株 式	債 券	商 品
日本・米国・欧州・アジア・新興国の株式からの収益	日本・米国・欧州の債券(国債)からの収益	エネルギーや金属などからの収益

量 レバレッジ取引を利用して、積極的に収益の獲得をめざします。

収益および損失を最大で約10倍※1にする運用をします。 ※1 約10倍を上限として毎日見直します。

【例】米ドル建で収益を5倍にする運用をしたイメージ



*諸費用や税金は考慮していません。

＜レバレッジ取引＞

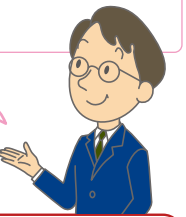
少ない金額で効果的な運用を行うしくみをいいます。

このしくみで、ボラティリティ※2が年率35%になるように日々見直します。

※2 資産価格の変動性のことで、数値が高いほど価格の変動幅が大きくなります。

このしくみにより、基準価額は大きな価格変動をともないます。よって、大きな収益を得られる可能性がある一方、大きな損失となる可能性もあります。変額部分がゼロになる可能性はありますが、それ以上マイナスになることはなく、定額部分に影響を与えることはありません。

定額部分のみで最低保証があるので、変額部分は積極的な収益の獲得をめざすことができます。



〈「変額部分」のご留意事項〉

「定額部分」と異なり、第1保険期間満了日に最低保証がないため、市場環境によっては、ご契約時の一時払保険料の変額部分相当額を下回ることがあります。

*特別勘定について、くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

⚠ この商品の負担していただく主な費用やリスクにつきましては、▶P23～25、41～44 をご参照ください。

0歳～75歳 (第1保険期間20年)の目標到達シミュレーション

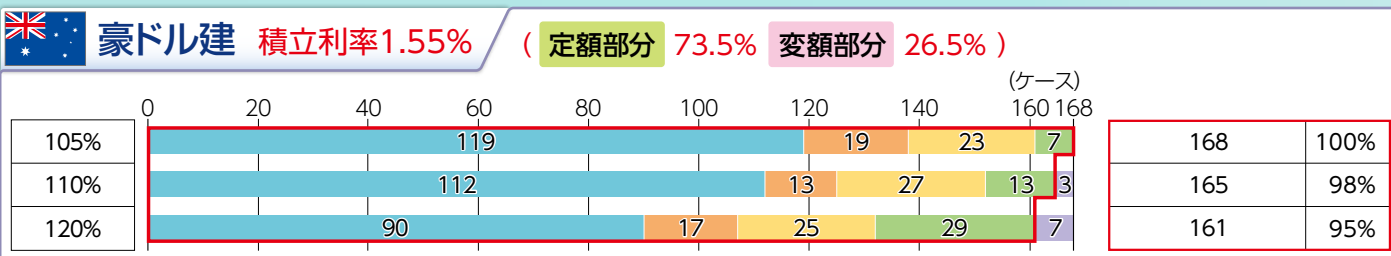
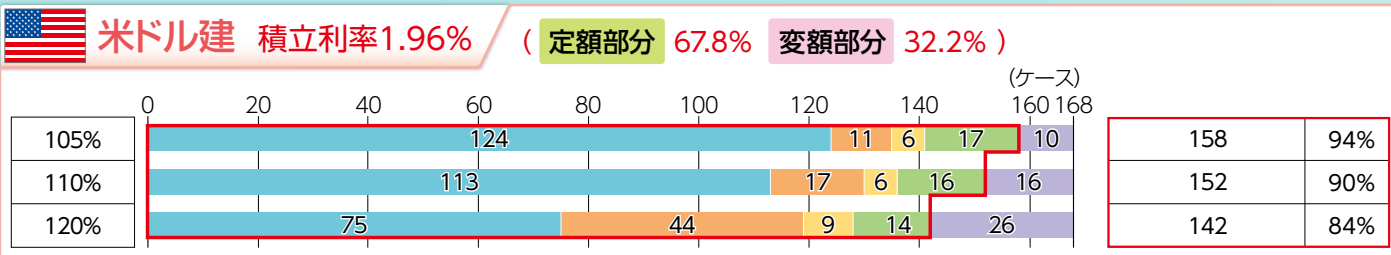
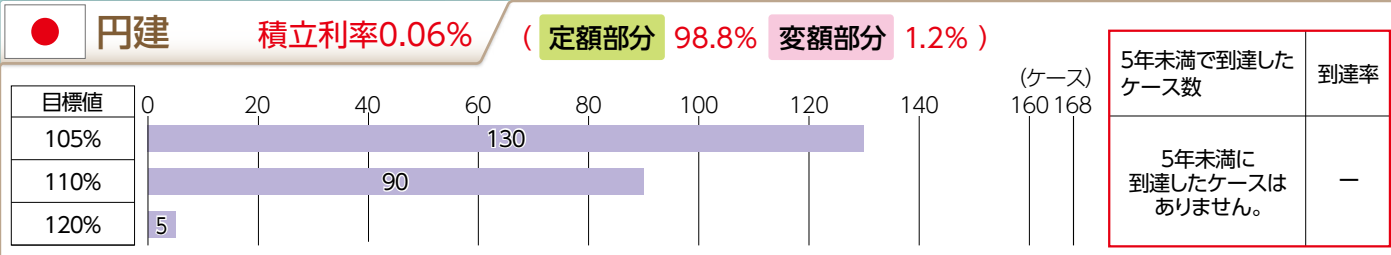
第1保険期間(20年間)でシミュレーションすると、十分なケース数とならないため10年間での試算としています。

前提条件	通貨	● 円建	🇺🇸 米ドル建	🇦🇺 豪ドル建
	対象	解約返戻金額		解約返戻金額の円換算額
	積立利率	第1保険期間に応じた2018年11月末の国債流通利回りを参考		第1保険期間に応じた2018年11月末の指定通貨ごとの金利スワップレートを参考
	一時払保険料の定額部分と変額部分の割合	積立利率を上記で固定しているため、第1保険期間、通貨および保証率ごとの全ケースで割合は同じ(小数第2位以下を四捨五入により表示)		
	為替レート	—		毎日のSPOTレート(Bloombergデータをもとに第一フロンティア生命が作成)を使用
	目標到達判定期間	契約日の1年経過以後から第2保険期間移行日の2ヵ月前まで毎営業日判定		
	費用	保険契約関係費・資産運用関係費控除後、受取時の課税前		
	その他	定額部分の積立金額に適用される市場価格調整を考慮		

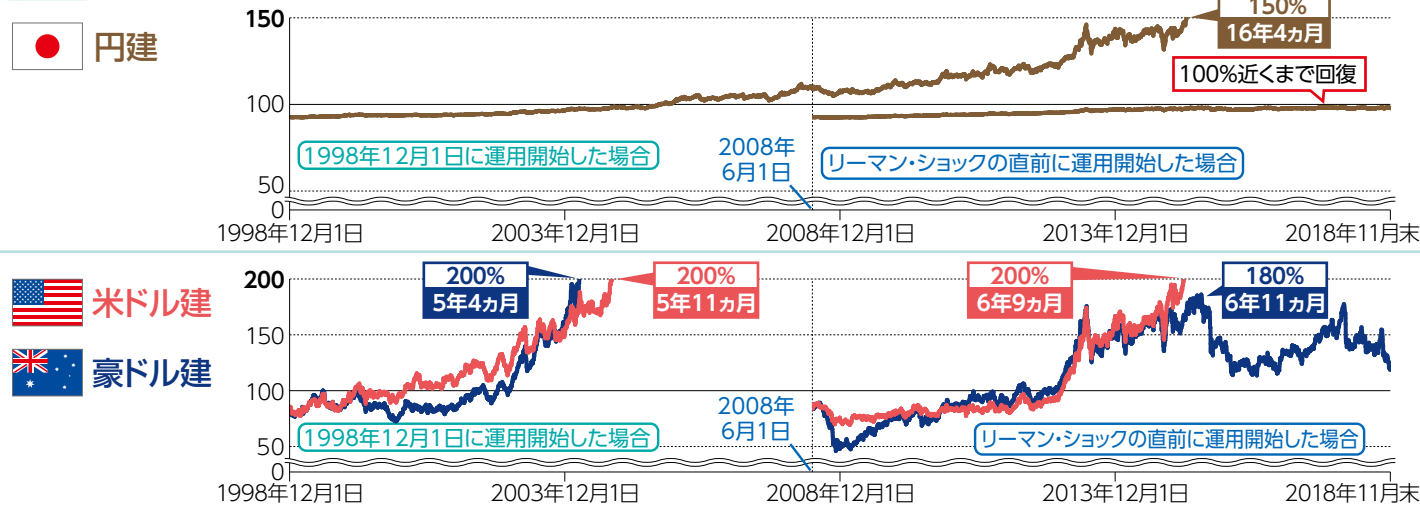
目標到達までの経過年数および到達したケース数

(1995年1月1日～2008年12月1日までの各月1日に運用開始し、それぞれ10年間運用したと仮定した場合(168ケース))

100%保証



参考 直近20年間の目標到達期間シミュレーション(1998年12月1日～2018年11月末)

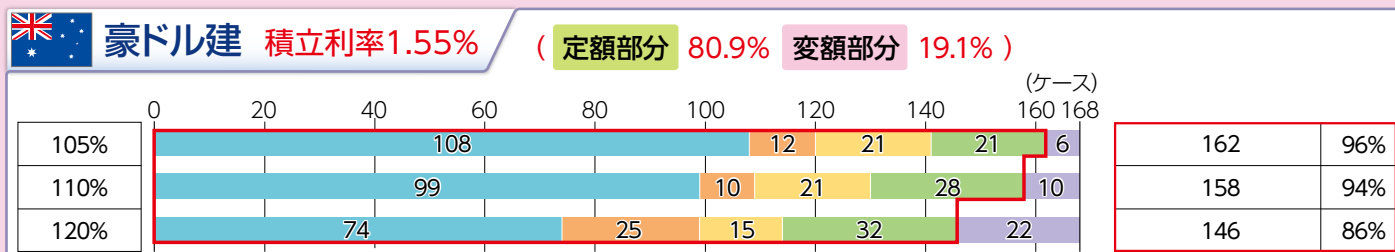
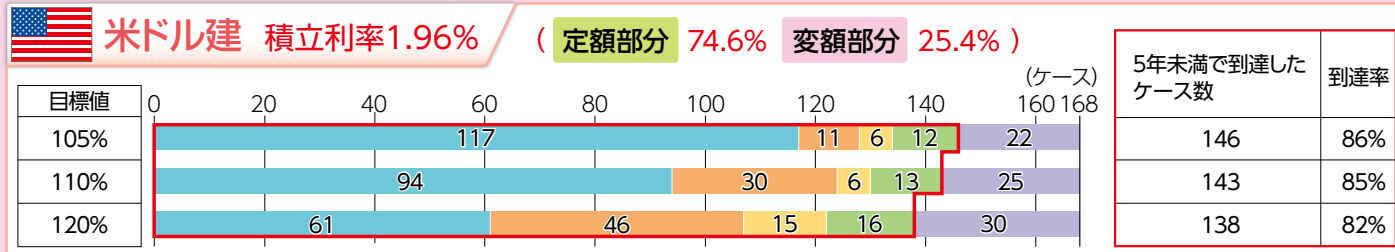


- 本シミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、**将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。**
- 資産運用関係費にかかる消費税について、最新データである2018年11月末時点の税率(一律8%)で計算しています。
- 目標値に到達したケース数および経過年数は、**実際の運用成果を表したものではありません、確実性を保証するものではありません。**

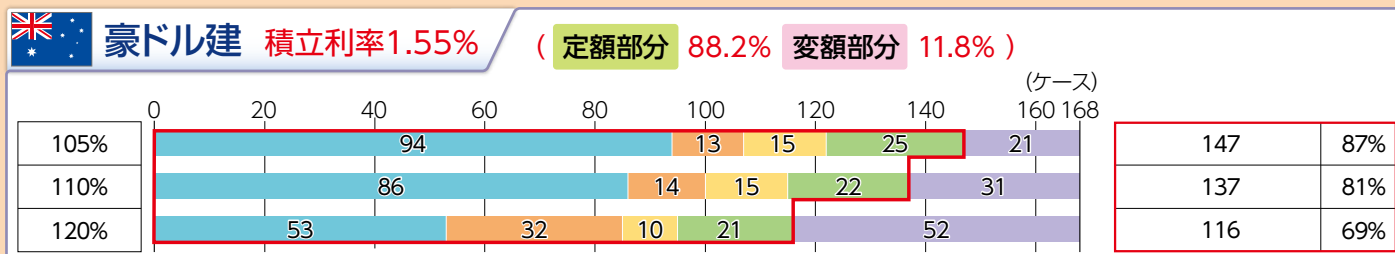
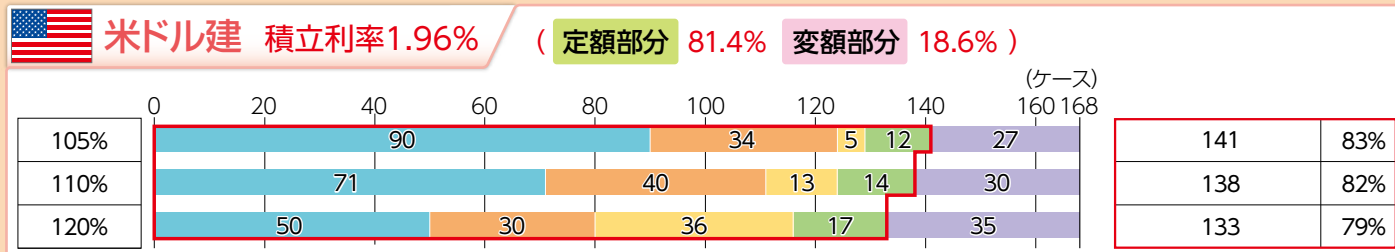
シミュレーションの対象	通貨	● 円建	🇺🇸 米ドル建	🇦🇺 豪ドル建
	100%保証	○	○	○
	110%保証	—	○	○
	120%保証	—	○	○

1年以上2年未満 2年以上3年未満 3年以上4年未満 4年以上5年未満 5年～10年未満

110%保証



120%保証



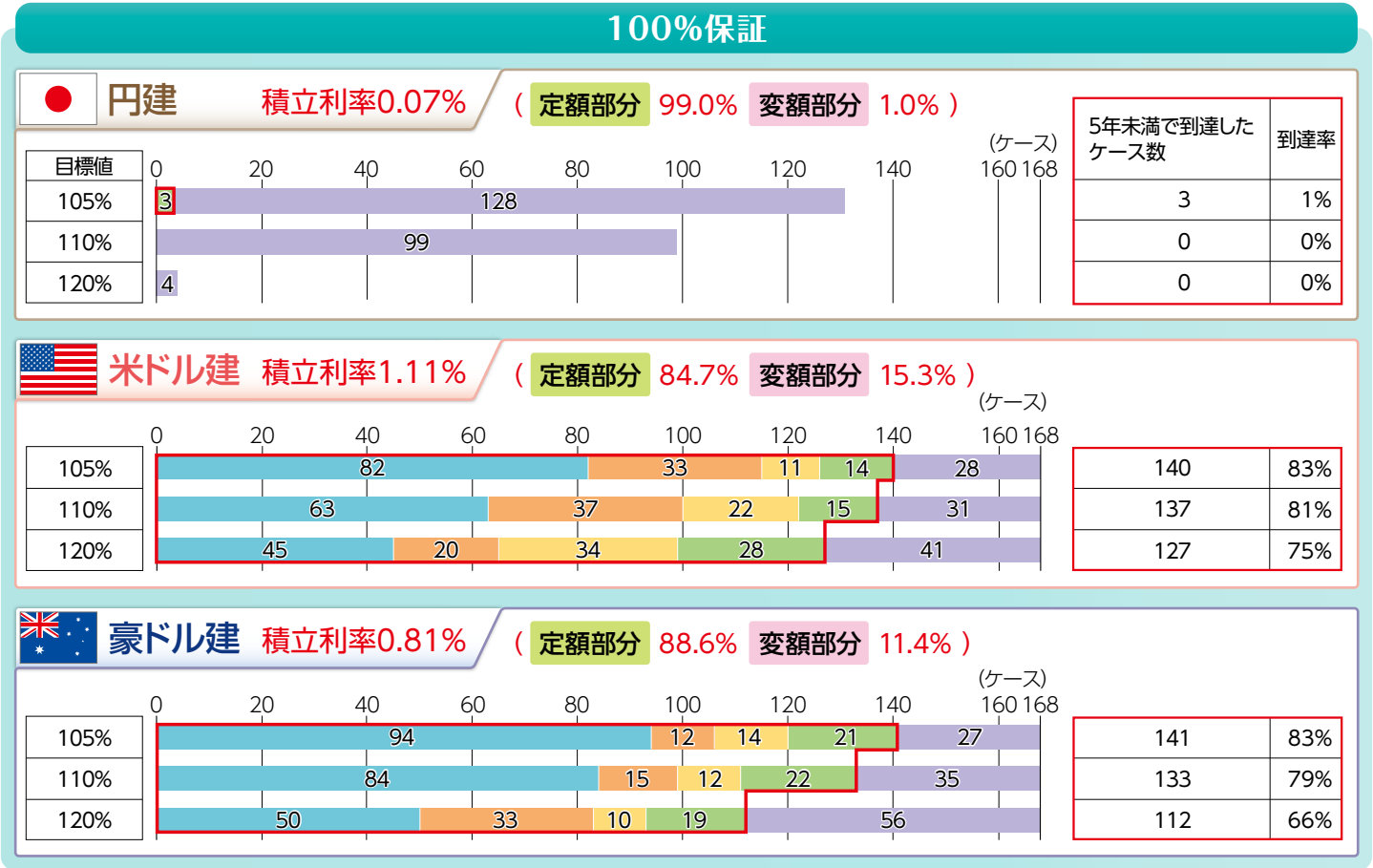
76歳～87歳

(第1保険期間15年)の目標到達シミュレーション

第1保険期間(15年間)でシミュレーションすると、十分なケース数とならないため10年間での試算としています。

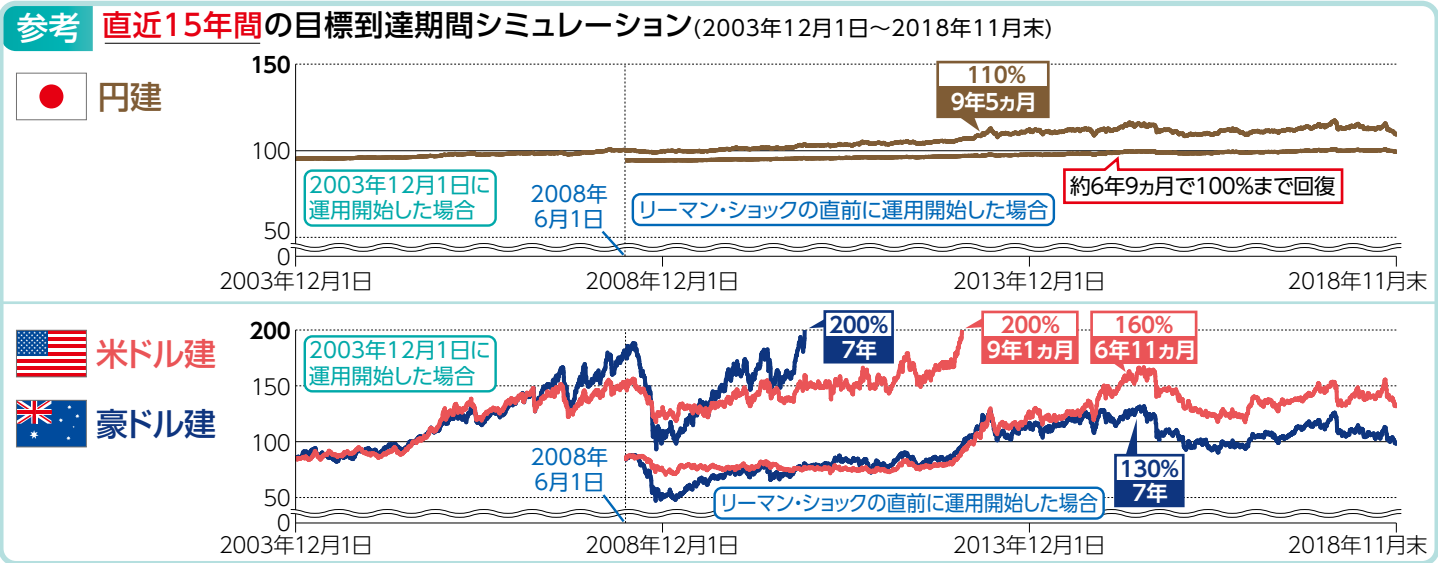
前提条件	通貨	 円建	 米ドル建	 豪ドル建
	対象	解約返戻金額		解約返戻金額の円換算額
	積立利率	第1保険期間に応じた2018年11月末の国債流通利回りを参考		第1保険期間に応じた2018年11月末の指定通貨ごとの金利スワップレートを参考
	一時払保険料の定額部分と変額部分の割合	積立利率を上記で固定しているため、第1保険期間、通貨および保証率ごとの全ケースで割合は同じ(小数第2位以下を四捨五入により表示)		
	為替レート	—		毎日のSPOTレート(Bloombergデータをもとに第一フロンティア生命が作成)を使用
	目標到達判定期間	契約日の1年経過以後から第2保険期間移行日の2ヵ月前まで毎営業日判定		
	費用	保険契約関係費・資産運用関係費控除後、受取時の課税前		
その他	定額部分の積立金額に適用される市場価格調整を考慮			

目標到達までの経過年数および到達したケース数
(1995年1月1日～2008年12月1日までの各月1日に運用開始し、それぞれ10年間運用したと仮定した場合(168ケース))



豪ドル建 積立利率0.81% (定額部分 88.6% 変額部分 11.4%)

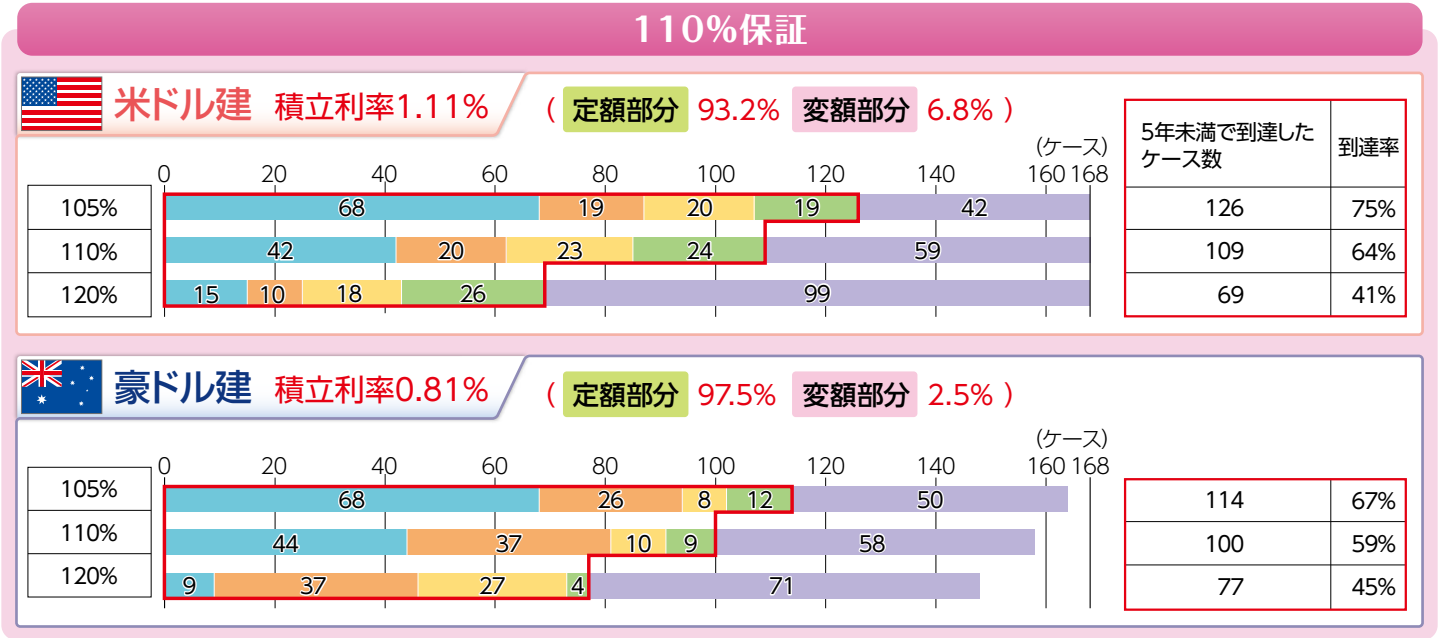
105%											94	12	14	21	27	141	83%
110%											84	15	12	22	35	133	79%
120%											50	33	10	19	56	112	66%



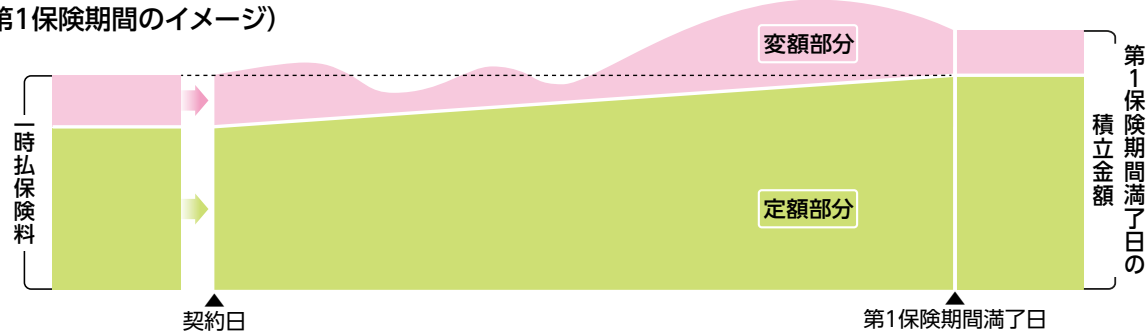
●本シミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
●資産運用関係費にかかる消費税について、最新データである2018年11月末時点の税率(一律8%)で計算しています。
●目標値に到達したケース数および経過年数は、実際の運用成果を表したのではなく、確実性を保証するものではありません。

シミュレーションの対象	通貨	円建	米ドル建	豪ドル建
	100%保証	○	○	○
	110%保証	—	○	○
	120%保証	—	前提条件の積立利率では作成できません。	前提条件の積立利率では作成できません。

1年以上2年未満 2年以上3年未満 3年以上4年未満 4年以上5年未満 5年～10年未満

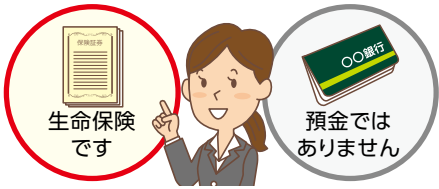


しくみ図(第1保険期間のイメージ)



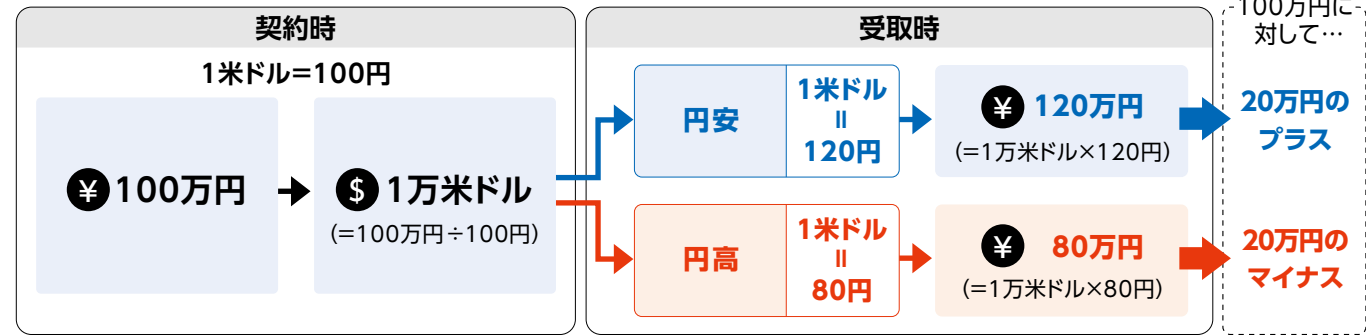
1 この商品は預金ではありません。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
預金とは異なり、また、**元本割れすることがあります**。



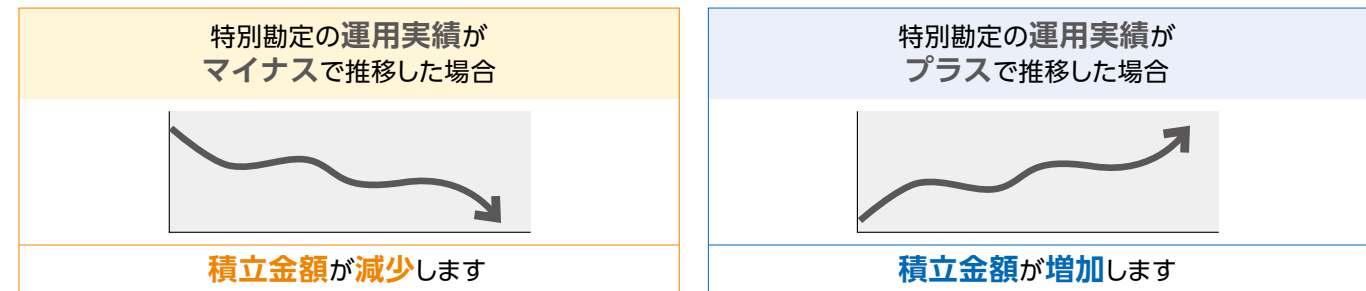
2 最低保証は“外貨ベース”となります。(米ドル建・豪ドル建の場合) 為替リスク

この商品は外貨建のため、死亡保険金額や第1保険期間満了日の積立金額は、**円ベースでの保証はありません(円ベースで元本割れすることがあります)**。
〈為替の影響の例〉*実際にお取扱いできる金額とは異なります。



3 変額部分の積立金額は増減します。 投資リスク

〈投資リスク(積立金額の増減)イメージ〉



4 解約の際、定額部分の価値は増減します。 市場価格調整

〈市場価格調整(定額部分の価値の増減)イメージ〉



*「市場金利」の水準に基づいて、定額部分の価値の計算に適用する「積立利率」が算出されます。
*第2保険期間の積立金額にも、市場価格調整が適用されます。

5 解約返戻金額の最低保証はありません。 3 4 + ! 解約控除

解約・減額した場合、解約返戻金額が**一時払保険料を下回ることがあります**。

第1保険期間の解約返戻金額の例(第1保険期間中にかかる解約控除も加味)

〈前提条件〉指定通貨：米ドル、第1保険期間：20年、保証率：100%
積立利率：2.0%、一時払保険料：100,000米ドル

●特別勘定(変額部分)の運用実績が年率10.0%のとき

経過年数	積立金額 (米ドル)	解約返戻金額(米ドル)		
		解約時の積立利率の変動幅		
		1.0%上昇	同水準	1.0%低下
1年	104,616	81,911	90,371	100,214
5年	126,969	106,951	114,991	124,165
10年	166,857	150,558	157,824	165,915
20年	320,008	319,508	319,508	319,508

●特別勘定(変額部分)の運用実績が年率0.0%のとき

経過年数	積立金額 (米ドル)	解約返戻金額(米ドル)		
		解約時の積立利率の変動幅		
		1.0%上昇	同水準	1.0%低下
1年	101,346	78,640	87,101	96,944
5年	107,004	86,985	95,026	104,199
10年	114,737	98,438	105,704	113,795
20年	132,702	132,202	132,202	132,202

●特別勘定(変額部分)の運用実績が年率-10.0%のとき

経過年数	積立金額 (米ドル)	解約返戻金額(米ドル)		
		解約時の積立利率の変動幅		
		1.0%上昇	同水準	1.0%低下
1年	98,075	75,370	83,831	93,673
5年	93,612	73,593	81,634	90,807
10年	93,437	77,138	84,404	92,495
20年	103,975	103,475	103,475	103,475

* 特別勘定の運用実績が一定のまま推移したと仮定して計算したものであり、保険契約関係費と資産運用関係費を控除した後の数値(年率)を表示しています。
* 上記の前提条件である、第1保険期間:20年の場合、解約控除率は、経過年数<1年未満>10.0%から<19年以上20年未満>0.5%まで1年ごとに低下していきます。
* 上表に記載の積立金額および解約返戻金額は、経過年数ごとの年単位の契約応当日の前日に解約した場合の金額で、小数点以下を切捨てにより表示しています。

契約締結前交付書面

(契約概要／注意喚起情報)

指定通貨	保険商品(正式名称)	契約概要	注意喚起情報
	積立利率変動型定額部分付変額終身保険(15)	P14～22	P23～30
 	積立利率変動型定額部分付変額終身保険(通貨指定型)	P31～40	P41～50

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。その詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。
- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。



この冊子では、わかりやすさの観点から約款上の用語をつぎのとおり表記しています。

約款に記載の名称	この冊子での表記
運用実績連動部分	変額部分
解約返還金	解約返戻金

1 引受保険会社の商号と住所などについて

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー
- 電話 0120-876-126
- ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

2 この保険の特徴について

- この保険は、第1保険期間で一時払保険料を定額部分と変額部分に分けて運用し、第2保険期間に移行することで、一生にわたる保障を確保するしくみの保険料一時払方式の円建の変額終身保険です。
- 第1保険期間は、契約日から起算する期間のことで、契約年齢に応じて20年または15年となります。積立金額は、定額部分の積立金額および変額部分の積立金額の合計額となります。
 - (1) 定額部分について

責任開始日(第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日)における積立利率を適用し、第1保険期間満了日の積立金額が、基本保険金額と同額となる部分をいいます。
 - (2) 変額部分について

特別勘定で運用し、その運用実績により積立金額が増減する部分をいいます。
- 第2保険期間は、第2保険期間移行日(第1保険期間満了日の翌日)から起算して終身となります。積立利率を積立利率保証期間(10年)の更新日に見直し、更新日における積立利率が最低保証積立利率(0.01%)を上回る場合には、基本保険金額が増額されます。
- 積立利率とは、第1保険期間の定額部分の積立金および第2保険期間の積立金に適用される利率のことで、毎月2回(1日と16日)、第1保険期間および積立利率保証期間ごとに設定されます。

積立利率の算出にあたっては、指標金利を参考に当社が定めた率から、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率を差し引きます。▶P27

なお、積立利率は一時払保険料全体に対する実質的な利回りとは異なります。
- 第1保険期間満了日の積立金額や死亡保険金額が、一時払保険料相当額を下回ることはありません。
- 第1保険期間満了日において、将来の死亡保険金のお受取りにかえて、第1保険期間満了日の積立金額の一括受取または年金受取を選択できます。
- 商品のしくみ図(イメージ)については ▶P1～4 をご参照ください。



3 この保険の費用・リスクについて

■この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P23～25

4 保障内容について

■被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。

■死亡保険金額は以下のとおりです。

保険期間	死亡保険金額								
第1保険期間	被保険者が死亡した日の基本保険金額、積立金額または解約返戻金額のいずれか大きい金額								
第2保険期間	被保険者が死亡した日の基本保険金額※または解約返戻金額のいずれか大きい金額 ※第1保険期間満了日の積立金額、および第2保険期間移行日における積立利率などに基づいて計算される金額となります。								
	<契約年齢60歳、女性、第1保険期間満了日(契約から20年後)の積立金額1,000万円の計算例> (万円未満切捨て)								
	<table><tr><th>移行日の積立利率</th><th>基本保険金額</th></tr><tr><td>0.01%</td><td>1,001万円</td></tr><tr><td>0.25%</td><td>1,021万円</td></tr><tr><td>0.50%</td><td>1,042万円</td></tr></table>	移行日の積立利率	基本保険金額	0.01%	1,001万円	0.25%	1,021万円	0.50%	1,042万円
	移行日の積立利率	基本保険金額							
0.01%	1,001万円								
0.25%	1,021万円								
0.50%	1,042万円								
*例示の積立利率は仮定の数値です(0.01%は最低保証積立利率)。									

■「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加し、定額の終身保険に移行後は以下のとおりとなります。▶P18

保険期間	死亡保険金額
定額移行日から2年後の移行後保障増額日の前日まで	被保険者が死亡したときの責任準備金額(解約返戻金額)
移行後保障増額日以後	被保険者が死亡したときの移行後基本保険金額

*定額の終身保険に移行後の死亡保険金額は、移行前の死亡保険金額を下回ることがあります。

5 ご契約のお取扱いについて

基本保険金額 (一時払保険料)	最低	200万円 *保険料の払込単位は、1万円です。
	最高	9億円 *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険および養老保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して9億円を超えることはできません。
保証率		100%
保険期間		終身
契約年齢(第1保険期間)		0歳～75歳(第1保険期間20年) 76歳～87歳(第1保険期間15年) 契約日における被保険者の満年齢です。 なお、<u>ご契約時の金利情勢などによってはお取り扱いできない期間があります。</u>
第2保険期間中の積立利率保証期間		10年(10年ごとに積立利率を更新します) ただし、第2保険期間移行日または積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が96歳以上となる場合は、その日を最終の更新日とし、以後更新しません。
死亡保険金受取人		被保険者の配偶者または3親等以内の親族から指定
保険料の払込方法		一時払のみ取り扱います。
解約		解約返戻金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 (第1保険期間において、定額部分のみ、または変額部分のみの解約は取り扱いません) *請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)を解約返戻金計算日とし、その日の積立金額を基準として解約返戻金額を計算します。
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返戻金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が100万円以上ある必要があります。なお、残存部分は継続します。 (第1保険期間においては、定額部分の積立金額を減額します) *減額した場合、目標到達の判定基準金額も減額されます。
契約者貸付		取り扱いません。

6 配当金について

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

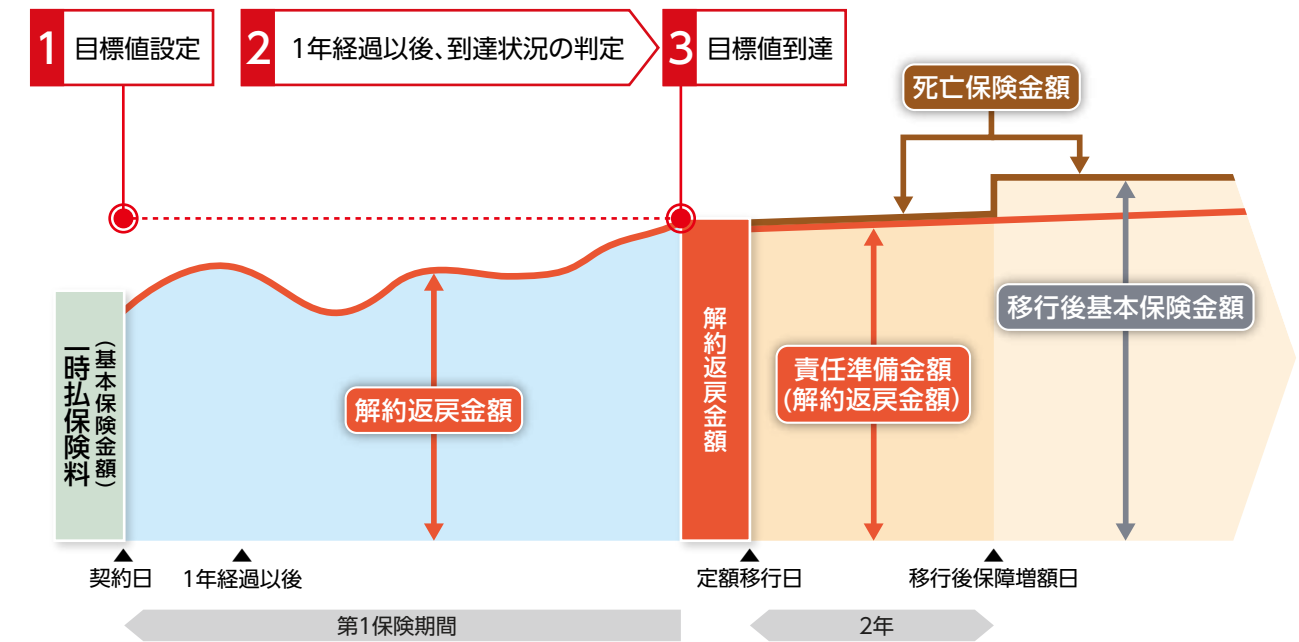
7 付加できる特約について

■くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

目標値到達時 定額終身保険 移行特約	■ <u>第2保険期間移行日の2ヵ月前までに限り、付加できます。</u> ■ 「一時払保険料(判定基準金額)」に対する「解約返戻金額」の割合が目標値に到達した場合、定額の終身保険に移行します。
年金支払移行特約	■ 契約日から起算して1年以上経過しているときで被保険者の満年齢が90歳以下の場合に限り、付加できます。 ■ 保険期間に付加した場合は、特約年金支払開始日の前日の解約返戻金額を特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行することができます。 ■ ただし、第2保険期間移行日に付加することで、「第1保険期間満了日の積立金額」を特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行できます(この場合に限り、被保険者の年齢の制限はありません)。 ■ 特約年金の種類は確定年金で、年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。
死亡給付金等の 年金払特約	■ 死亡保険金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。 ■ 死亡保険金の支払事由の発生前に限り、付加できます。 ■ 特約年金の受取回数は、所定の回数(5回～40回の5回きざみ)から選択できます。

■「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加した場合のお取扱いについて、以下のとおりとなります。

<イメージ>



*上記のしくみ図は、定額部分および変額部分を分けずに記載しています。
*責任準備金とは、将来の死亡保険金をお支払いするために、積み立てたものです。

1 目標値設定

105%または110～200% (10%きざみ) で目標値を設定します。

目標金額	一時払保険料 × 目標値
------	--------------

■ 「目標金額」が9億円を超える設定、変更はできません。
*市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。

2 到達状況の判定

解約返戻金額 が、上記 1 「目標金額」に到達しているかを毎営業日、判定します。

判定期間	契約日から1年経過以後※より、第2保険期間移行日の2ヵ月前まで
------	---------------------------------

※この特約を1年経過以後に付加した場合は、その付加日となります。
■ 目標到達までは、目標値を何度でも変更することができます。変更時はさらに250%、300%も指定できます。

3 目標値到達

運用成果を確定し、自動的に定額の終身保険に移行します。

- 目標値に到達した日(到達判定日)の翌々営業日(定額移行日)に、定額の終身保険に移行します。
- 移行後基本保険金額は、到達判定日における解約返戻金額をもとに、定額移行日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて算出します。
- 定額移行日以後の死亡保険金額については **▶P15** をご参照ください。
- 移行後に解約・減額した場合は、解約返戻金額は責任準備金額と同額で、経過月数に応じて計算した金額となります(市場価格調整は行わず、解約控除もかかりません)。

8

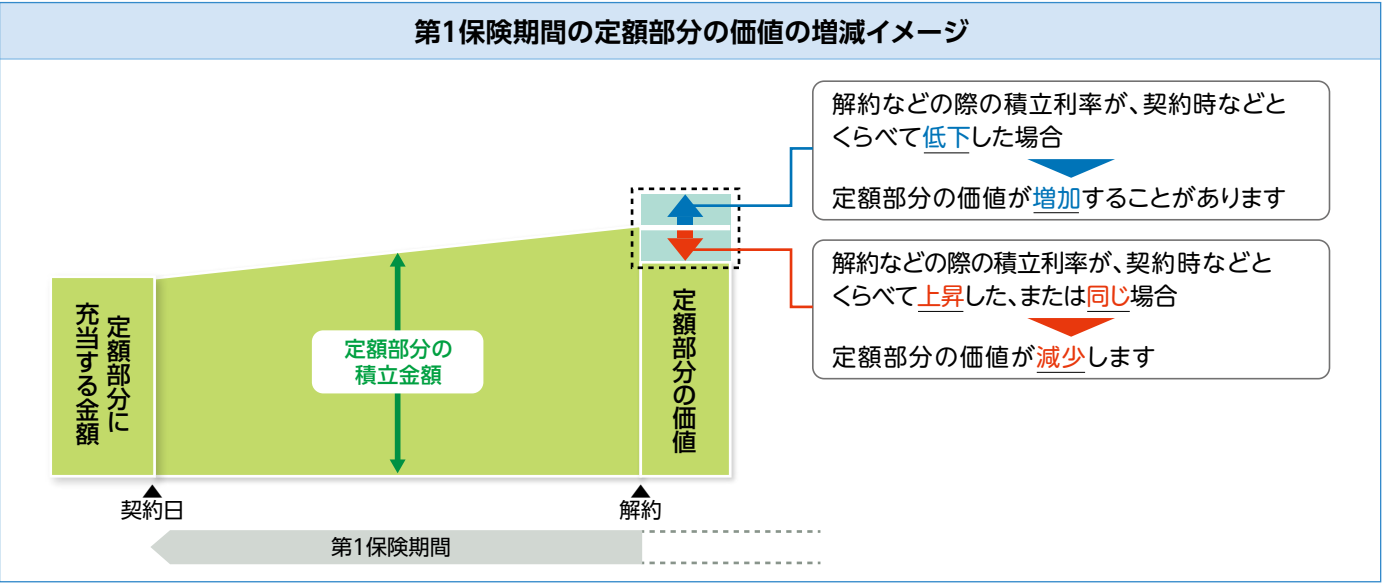
解約返戻金額について
(解約・減額する場合や、目標値に到達して定額の終身保険に移行する場合など)

■解約返戻金額は、つぎの算式により計算されます。

解約時期	算式			
第1保険期間	解約返戻金額	=	定額部分の 積立金額 × (1 - 市場価格調整率) + 変額部分の 積立金額 - 解約控除の額	
第2保険期間	解約返戻金額	=	積立金額 × (1 - 市場価格調整率)	

市場価格調整 (第1保険期間の定額部分および第2保険期間の積立金額に適用されます)

■市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させるための手法のことをいいます。この手法により、解約・減額の際の市場金利に応じて定額部分の価値が変動し、解約返戻金額が増減します。



■市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

市場価格調整率 = 1 - $\left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約返戻金計算日の積立利率} + 0.25\%} \right]^{\frac{\text{月数}}{12}}$

解約時期	「適用されている積立利率」	「解約返戻金計算日の積立利率」	「月数」*1ヵ月未満の端数は切捨て
第1保険期間	解約返戻金計算日にこの保険に適用されている積立利率	解約返戻金計算日を責任開始日とし、この保険と同一の第1保険期間が指定された新たな保険を締結すると仮定した場合に、当社の定める方法により計算される、その新たな保険に適用される積立利率	第1保険期間の満了日までの残存月数に応じてつぎのとおり ・120ヵ月以下の場合:残存月数 ・121ヵ月以上の場合:残存月数×0.6+48ヵ月
第2保険期間		解約返戻金計算日を第2保険期間移行日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日)とみなした場合に、当社の定める方法により計算される、その積立利率保証期間に適用される積立利率	積立利率保証期間の満了日までの残存月数

- 第2保険期間移行日または積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が96歳以上となる場合は、以後の市場価格調整を行いません。
- 「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加して目標値に到達し、定額の終身保険への移行後は市場価格調整を行いません。

解約控除

■解約控除の額は、つぎの算式により計算されます。

解約控除の額 = 基本保険金額 × 解約控除率 (▶P24 をご参照ください)

■「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加して目標値に到達し、定額の終身保険への移行後は解約控除はかかりません。

- 市場価格調整および解約控除により、ご契約直後に解約された場合の解約返戻金額は一時払保険料を大きく下回ります。
- 上記の具体的な金額例については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

9

第1保険期間の変額部分における特別勘定の概要とその投資リスクについて

■ 以下の投資信託を主たる投資対象として運用を行います。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

特別勘定の名称	グローバル分散型SMBC2(円建)
主な投資対象となる投資信託の名称	DIAM世界アセットバランスファンド24VA (適格機関投資家限定)
運用会社	アセットマネジメントOne株式会社
資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の純資産総額に対して、 年率0.20%(税抜き) の1/365を毎日控除します。
投資方針	日本・米国・欧州・アジア・新興国の株式、日本・米国・欧州の債券(国債)、商品、為替取引などを実質的な投資対象とする投資信託に投資し、特別勘定資産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

■ 主な投資対象の構成要素は、以下のとおりです。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

主な投資対象	構成要素
株式	BNPパリバ 日本株先物指数
	BNPパリバ 米国株先物指数
	BNPパリバ 欧州株先物指数
	BNPパリバ 香港株先物指数
	iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF
債券	BNPパリバ 日本国債先物指数
	BNPパリバ 米国債先物指数
	BNPパリバ 欧州国債先物指数
商品	S&P GSCI エネルギーダイナミック・ロールエクセスリターン指数
	S&P GSCI 産業金属ダイナミック・ロールエクセスリターン指数
	ブルームバーグ商品指数
	S&P GSCI ゴールドエクセスリターン指数

*主な投資対象の構成要素については、実質的に円買いの為替取引を行い、対円での為替ヘッジを行います。
*法令や規制方針の変更および投資方針に沿った運用を行うなどの理由で、今後変更もしくは追加・削除される場合があります。

■ 変額部分の主な投資リスクは次のとおりですが、この他にも投資リスクがあります。
くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

価格変動リスク	有価証券などの市場価格の変動により、資産価値が減少することがあります。
金利変動リスク	公社債などの価格は、一般的に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇しますので、金利の変動により、資産価値が減少することがあります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により、資産価値が減少することがあります。
信用リスク	株式や債券などの発行者の経営・財務状況の悪化にともなう外部評価の変化などにより、資産価値が減少することがあります。
カントリーリスク	投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは外交関係の悪化などの要因により、資産価値が減少することがあります。

■ 特別勘定の評価方法は、投資信託を含む有価証券などについては時価評価し、それ以外については原価法によるものとします。ただし、この評価方法について将来変更することがあります。
くわしくは「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をお読みください。

10

お客さまに負担していただく費用について

■ くわしくは ▶P23・24 をご参照ください。



お客さまに負担していただく諸費用について

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

すべてのご契約者に負担していただく費用

①第1保険期間中の変額部分における費用

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 ご契約の締結・維持などに 必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率 2.35%	左記の年率の1／365を 変額部分の積立金から 毎日控除します。
資産運用関係費※ 運用にかかわる費用として、 投資対象となる投資信託に かかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の 純資産総額に対して 年率 0.20% (税抜き)	左記の年率の1／365を 投資信託の信託財産から 毎日控除します。

※上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的に負担していただきます。
なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。
記載の信託報酬は2019年2月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。

②第1保険期間中の定額部分における費用

積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率をあらかじめ差し引いております。

③第2保険期間中における費用

第2保険期間中の積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。
*上記の費用は、第2保険期間移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、計算方法は表示しておりません。
また、積立利率の計算にあたって、ご契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率をあらかじめ差し引いております。

特定のご契約者に負担していただく費用

①第1保険期間中にご契約を解約・減額する場合や、「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加し、定額の終身保険に移行する場合などに、つぎの費用をご負担いただきます。

項 目	費 用	時 期
解約控除 ご契約の解約などの際に 必要な費用です。	基本保険金額に 経過年数に応じた 解約控除率を乗じた金額 (注)解約控除率は下表参照	ご契約の解約などの際に 控除します。

解約控除率

経過年数		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
第1 保険期間	20年	3.5%	3.3%	3.2%	3.0%	2.8%	2.6%	2.5%	2.3%	2.1%	1.9%
	15年	1.5%	1.4%	1.3%	1.2%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	0.7%	0.6%
経過年数		10年以上 11年未満	11年以上 12年未満	12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満	15年以上 16年未満	16年以上 17年未満	17年以上 18年未満	18年以上 19年未満	19年以上 20年未満
第1 保険期間	20年	1.8%	1.6%	1.4%	1.2%	1.1%	0.9%	0.7%	0.5%	0.4%	0.2%
	15年	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.1%	—	—	—	—	—

*定額移行日以後に解約・減額した場合、解約控除はかかりません。

②「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加し、定額の終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、保険契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

*上記の費用は、定額移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの計算方法は表示しておりません。

③「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合、年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、以下の費用を負担していただきます。

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 (年金管理費)※ 年金支払管理に必要な 費用です。	受取特約年金額に対して 最大0.35%	年金支払開始日以後、 特約年金支払日に 控除します。

※特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。
また、保険契約関係費(年金管理費)は2019年2月現在の数値であり、将来変更することがありますが、特約年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、年金受取期間を通じて適用されます。





第1保険期間の変額部分の投資リスクについて (損失が生じるおそれ)

- 第1保険期間の変額部分について、日本・米国・欧州・アジア・新興国の株式、日本・米国・欧州の債券(国債)、商品、為替取引などで実質的に運用されるため、運用実績が積立金額、死亡保険金額、解約返戻金額などの増減につながります。
- 株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクはすべてご契約者に帰属します。資産運用の成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、第一フロンティア生命または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- なお、特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針については「契約概要」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、必ずお読みいただき内容を十分にご確認ください。



解約・減額する場合のリスクについて (損失が生じるおそれ)

第1保険期間の定額部分および第2保険期間の積立金額について市場価格調整(▶P19・20)をご参照ください)を行うこと、第1保険期間の変額部分について投資リスクがあること、第1保険期間中の解約または減額の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返戻金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

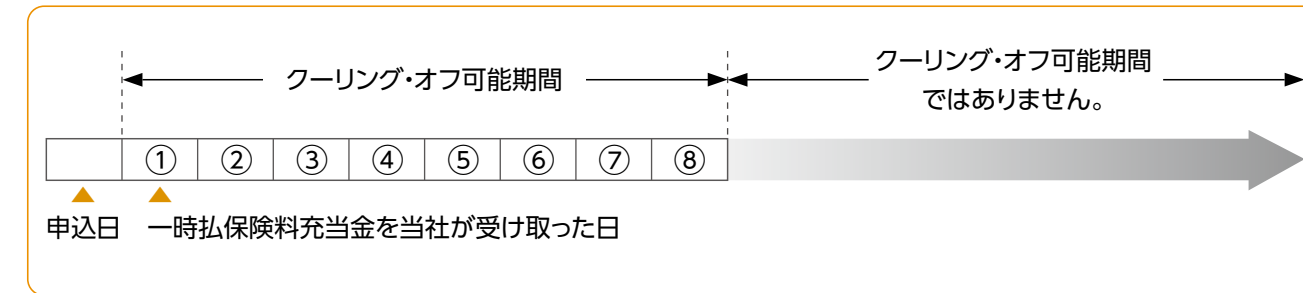
1

8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます

■お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内※1であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除※2ができます。

※1 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。

※2 お申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「お申込みの撤回など」といいます。



■お申込みの撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。郵便(はがき、封書)※3により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。

※3 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

<送り先> 〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号
第一フロンティア生命保険株式会社 お客様サービスセンター

■書面には、以下の記入事項をご記入ください。

記入事項	記入例
お申込みの撤回などをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名(自署)	ダイイチ タロウ 第一 太郎 *フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3 TEL○○-××××-○○○○
お払い込みいただいた金額	○,○○○,○○○ 円
ご本人名義の返金口座	○○銀行 ○○支店 預金種類 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ

■お申込みの撤回などがあった場合、お払い込みいただいた金額を全額お返しいたします。

■ご契約の内容変更(特約の中途付加など)や債務履行の担保のための保険契約である場合には、お申込みの撤回などはできません。

2

告知は不要です

■この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者からの告知は必要ありません。

■入院中または余命宣告を受けている被保険者のお申込みはお取り扱いできません。

*申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」「介護療養型医療施設」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。



定額部分に適用される積立利率は、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日における積立利率となります

- 積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。
- お申込みから一時払保険料を当社が受け取った日までの間に積立利率が変更された場合、一時払保険料を当社が受け取った日における積立利率が適用されますので、ご注意ください。
- なお、定額部分の積立金額は、ご契約に適用される積立利率および契約日からの経過年月に基づき計算する金額となります。
- 第2保険期間へ移行する場合には移行日の積立利率、積立利率保証期間を更新する場合には、更新日の積立利率が適用されます。

積立利率は、第1保険期間および積立利率保証期間ごとに、その期間に応じた国債の流通利回りを指標金利とします。その指標金利の当社所定の期間における平均値に最大1.0%を増減させた範囲内で当社が定めた率から、死亡保険金の支払いおよび保険契約の締結・維持など（第2保険期間中は、保険契約の維持など）に必要な費用の率を差し引いた利率となります。

保障の開始（保障の責任開始期）、契約日および特別勘定による運用の開始日は以下のとおりとなります

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます。
- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。
- この保険の契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料のうち変額部分に充当する金額を特別勘定に繰り入れる日となります。
- 第一フロンティア生命は、第一フロンティア生命の責任が開始される日（一時払保険料を受け取った日）から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅い日に一時払保険料のうち変額部分に充当する金額を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します（保有口数の算出日は第一フロンティア生命がその額を特別勘定に繰り入れる日となります）。

死亡保険金などをお支払いできない場合があります

- 死亡保険金の免責事由に該当した場合（責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど）
- 重大事由によりご契約が解除となった場合（ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたときなど）
- 死亡保険金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- 詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります

- 解約返戻金額はつぎの影響をうけます。
 - ①特別勘定の運用実績
 - ②市場価格調整
 - ③解約控除
 解約返戻金額の計算方法などくわしくは▶P19・20をご参照ください。

目標到達の判定は、積立金額ではなく解約返戻金額で行います（「目標値到達時定額終身保険移行特約」を付加した場合）

保険金額などが削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、死亡保険金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、死亡保険金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL:03-3286-2820

受付時間:月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返戻金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す（復旧する）取扱いに制限を受けることがあります。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります

- 預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。

保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません

- 保険料を借入金で調達した場合、解約返戻金額などが借入元利金額を下回り、借入元利金の返済が困難になることがあります。このため、保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

特別勘定を廃止し、積立金を他の特別勘定に移転することがあります

- ご契約者が指定した特別勘定について、その資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときや運用対象である投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったときなど特別な事情がある場合には、第一フロンティア生命は、その特別勘定を廃止しその特別勘定と類似の運用方針を有する他の特別勘定に積立金を移転することがあります。
- 特別勘定の廃止にともなう積立金の移転をするときには、その廃止日（移転日）の2ヵ月前までに、ご契約者にその旨お知らせします。

13 特別勘定群が、「ダブル・フロンティア終身(円建/米ドル建/豪ドル建)」とは異なる商品があります

- 「ダブル・フロンティア終身(円建/米ドル建/豪ドル建)」と給付内容が同一で、選択いただける特別勘定群が異なる商品をお取り扱いする募集代理店があります。
- くわしくは、第一フロンティア生命ホームページ (<http://www.d-frontier-life.co.jp/>) またはお客様サービスセンター(0120-876-126)までご照会ください。

14 お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります

- 天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないときは、お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります。
- この場合、第一フロンティア生命の当社および各募集代理店において掲示を行うとともに、第一フロンティア生命ホームページ (<http://www.d-frontier-life.co.jp/>) にてお知らせします。また、お手続きの停止、延期および取消しに該当するご契約者には、個別に通知します。
- くわしくは「ご契約のしおり・約款」の「特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱い」をお読みください。

15 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(生命保険協会ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

16 死亡保険金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡保険金のお支払いを行う必要がありますので、死亡保険金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡保険金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について保険金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

17 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客様からのお申出への対応、死亡保険金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客様サービスセンター
フリーダイヤル **0120-876-126** 営業時間 9:00～17:00
(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

18 税務のお取扱いは以下のとおりです

- ここに記載の税務のお取扱いは2019年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。
また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。
- *2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。

ご契約時

- お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。
なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。
*契約日が払い込んだ年の翌年となる場合は、翌年の控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、死亡保険金の受取人が、本人か配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)であること。
--------------	---

保険期間中

- 解約・減額および第2保険期間移行日における積立金額の一括受取時の差益に対する課税
所得税(一時所得※)+住民税の対象となります。
- 死亡保険金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡保険金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※)+住民税
ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

※ 一時所得の課税対象
一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。
特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。



この冊子では、わかりやすさの観点から約款上の用語をつぎのとおり表記しています。

約款に記載の名称	この冊子での表記
運用実績連動部分	変額部分
第1保険期間満了時積立金保証率	保証率
解約返還金	解約返戻金

1 引受保険会社の商号と住所などについて

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー
- 電話 0120-876-126
- ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

2 この保険の特徴について

- この保険は、第1保険期間で一時払保険料を定額部分と変額部分に分けて運用し、第2保険期間に移行することで、一生涯にわたる保障を確保するしくみの保険料一時払方式の外貨建の変額終身保険です。
- 第1保険期間は、契約日から起算する期間のことで、契約年齢に応じて20年または15年となります。積立金額は、定額部分の積立金額および変額部分の積立金額の合計額となります。
 - (1)定額部分について

責任開始日(第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日)における積立利率を適用し、第1保険期間満了日の積立金額が、基本保険金額に保証率※を乗じた金額と同額となる部分をいいます。

※「基本保険金額」に対する「第1保険期間満了日における定額部分の積立金額」の割合で、この保険では、100%、110%または120%となります(ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない保証率があります)。
 - (2)変額部分について

特別勘定で運用し、その運用実績により積立金額が増減する部分をいいます。
- 第2保険期間は、第2保険期間移行日(第1保険期間満了日の翌日)から起算して終身となります。積立利率を積立利率保証期間(10年)の更新日に見直し、更新日における積立利率が最低保証積立利率(0.01%)を上回る場合には、基本保険金額が増額されます。
- 積立利率とは、第1保険期間の定額部分の積立金および第2保険期間の積立金に適用される利率のことで、毎月2回(1日と16日)、通貨ならびに第1保険期間および積立利率保証期間ごとに設定されます。

積立利率の算出にあたっては、指標金利を参考に当社が定めた率から、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率を差し引きます。▶P46

なお、積立利率は一時払保険料全体に対する実質的な利回りとは異なります。

- 外貨建の「第1保険期間満了日の積立金額」や死亡保険金額が、外貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。
- 第1保険期間満了日において、将来の死亡保険金のお受取りにかえて、第1保険期間満了日の積立金額の一括受取または年金受取を選択できます。
- 「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」の付加により、「一時払保険料の円換算額」に対する「解約返戻金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、自動的に円貨で運用成果を確保して定額の円建終身保険に移行します。
- 商品のしくみ図(イメージ)については ▶P1～4 をご参照ください。

3 この保険の費用・リスクについて

- この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P41～44

4 保障内容について

■被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。

■死亡保険金額は以下のとおりです。

保険期間	死亡保険金額								
第1保険期間	被保険者が死亡した日の基本保険金額、積立金額または解約返戻金額のいずれか大きい金額								
第2保険期間	被保険者が死亡した日の基本保険金額※または解約返戻金額のいずれか大きい金額 ※第1保険期間満了日の積立金額、および第2保険期間移行日における積立利率などに基づいて計算される金額となります。								
	<契約年齢60歳、女性、第1保険期間満了日(契約から20年後)の積立金額100,000米ドルの計算例> (100米ドル未満切捨て)								
	<table><tr><th>移行日の積立利率</th><th>基本保険金額</th></tr><tr><td>0.01%</td><td>100,100米ドル</td></tr><tr><td>1.00%</td><td>108,600米ドル</td></tr><tr><td>2.00%</td><td>117,700米ドル</td></tr></table>	移行日の積立利率	基本保険金額	0.01%	100,100米ドル	1.00%	108,600米ドル	2.00%	117,700米ドル
	移行日の積立利率	基本保険金額							
0.01%	100,100米ドル								
1.00%	108,600米ドル								
2.00%	117,700米ドル								
*例示の積立利率は仮定の数値です(0.01%は最低保証積立利率)。									

■「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加し、定額の円建終身保険に移行後は以下のとおりとなります。▶P36

保険期間	死亡保険金額
定額円貨建移行日から2年後の移行後保障増額日の前日まで	被保険者が死亡したときの責任準備金額(解約返戻金額)
移行後保障増額日以後	被保険者が死亡したときの移行後基本保険金額

*定額の円建終身保険に移行後の死亡保険金額は、移行前の死亡保険金額の円換算額を下回ることがあります。

死亡保険金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。
また、外貨でのお受取りは円貨でのお受取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

5 ご契約のお取扱いについて

基本保険金額 (一時払保険料) *ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨があります。	最低	米ドル 20,000米ドル	豪ドル 20,000豪ドル
	最高	*保険料の払込単位は、米ドル:1米ドル、豪ドル:1豪ドルです。	
		9億円相当額※ ※第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。 *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険および養老保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して9億円相当額を超えることはできません。	
保証率		100% 110% 120% *ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない保証率があります。	
保険期間		終身	
契約年齢 (第1保険期間)		0歳〜75歳 (第1保険期間20年) 76歳〜87歳 (第1保険期間15年) 契約日における被保険者の満年齢です。 なお、ご契約時の金利情勢などによってはお取り扱いできない期間があります。	
第2保険期間中の 積立利率保証期間		10年 (10年ごとに積立利率を更新します) ただし、第2保険期間移行日または積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が96歳以上となる場合は、その日を最終の更新日とし、以後更新しません。	
死亡保険金受取人		被保険者の配偶者または3親等以内の親族から指定	
保険料の払込方法		一時払のみ取り扱います。	
解約		解約返戻金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 (第1保険期間において、定額部分のみ、または変額部分のみの解約は取り扱いません) *請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日 (書類に不備がある場合は、完備した日) を解約返戻金計算日とし、その日の積立金額を基準として解約返戻金額を計算します。	
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。	
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返戻金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が10,000米ドル、10,000豪ドル以上あることが必要です。 なお、残存部分は継続します。 (第1保険期間においては、定額部分の積立金額を減額します) *減額した場合、目標到達の判定基準金額も減額されます。	
契約者貸付		取り扱いません。	

6 配当金について

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

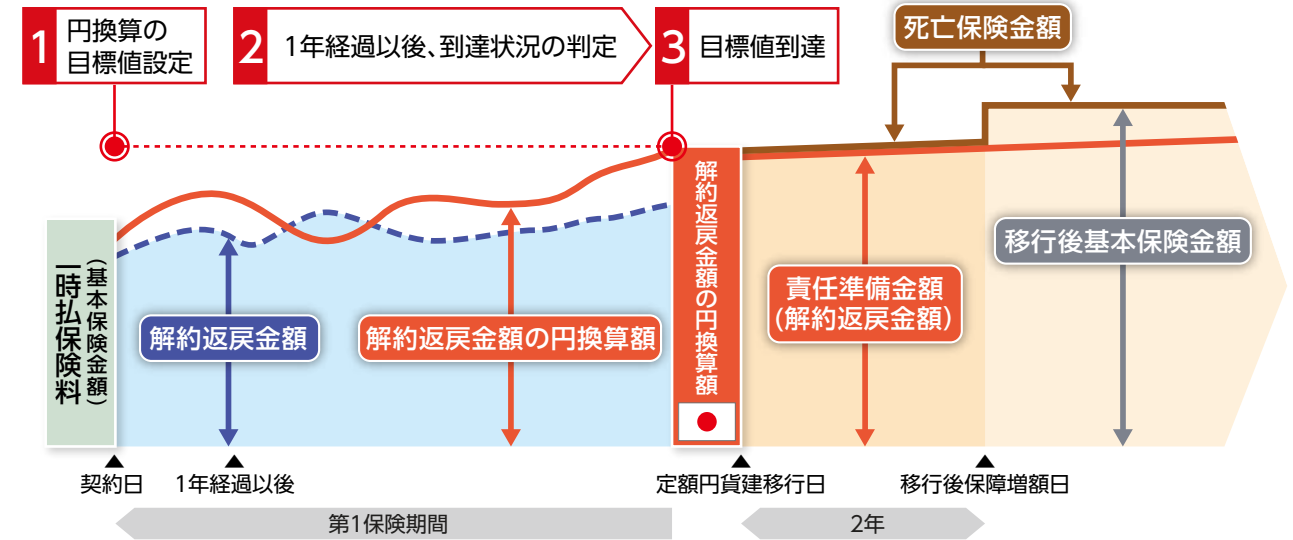
7 付加できる特約について

■くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

目標値到達時 定額円貨建終身保険 移行特約	■ 第2保険期間移行日の2ヵ月前まで付加できます。 ■ 目標値に到達せずに第2保険期間移行日が到来した場合、この特約は消滅します（第2保険期間においても、再度付加することで、目標到達の判定を行うことができます）。 ■ 「一時払保険料の円換算額（判定基準金額）」に対する「解約返戻金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、定額の円建終身保険に移行します。
年金支払移行特約	■ 契約日から起算して1年以上経過しているときで被保険者の満年齢が90歳以下の場合に限り、付加できます。 ■ 保険期間に付加した場合は、特約年金支払開始日の前日の解約返戻金額を特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行することができます。 ■ ただし、第2保険期間移行日に付加することで、「第1保険期間満了日の積立金額」を特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行できます（この場合に限り、被保険者の年齢の制限はありません）。 ■ 特約年金の種類は確定年金で、年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。
円貨支払特約	■ 死亡保険金、解約返戻金、特約年金（「年金支払移行特約」または「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合）などを円貨で受け取ることができます。 ■ 死亡保険金などのご請求の際に付加できます。 ■ 円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 ■ 円貨による特約年金受取の選択は、第1回の特約年金の請求の際に限ります。また、円貨による特約年金受取を開始された場合、以後、外貨で受け取ることはできません。特約年金原資額は、第一フロンティア生命所定の為替レートで円貨に換算し、その金額をもとに特約年金額を計算します。
死亡給付金等の 年金払特約	■ 死亡保険金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。 ■ 死亡保険金の支払事由の発生前に限り、付加できます。 ■ 特約年金の受取回数は、所定の回数（5回～40回の5回きざみ）から選択できます。

■「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合のお取扱いについて、以下のとおりとなります。

<イメージ>



※上記のしくみ図は、定額部分および変額部分を分けて記載しています。

※責任準備金とは、将来の死亡保険金をお支払いするために、積み立てたものです。

※下記に記載のTTM(対顧客電信売買相場中値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

1 円換算の目標値設定

105%または110～200%（10%きざみ）で目標値を設定します。

円換算の目標金額	$\frac{\text{一時払保険料の円換算額}}{\text{一時払保険料（指定通貨建）} \times \text{判定基準為替レート} \times 1 \text{（TTM+50銭）}} \times \text{目標値}$
----------	---

※1 第一フロンティア生命に着金した日（第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日）の為替レートです。

■「円換算の目標金額」が9億円相当額を超える設定、変更はできません。

※市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。

2 到達状況の判定

解約返戻金額の円換算額が、上記1「円換算の目標金額」に到達しているかを毎営業日、判定します。

判定期間		解約返戻金額の円換算額
第1保険期間	契約日から1年経過以後※2より、第2保険期間移行日の2ヵ月前まで	解約返戻金額（指定通貨建） × 目標値判定為替レート （TTM－50銭）
第2保険期間	終身（この特約を第2保険期間中に付加したとき）	

※2 この特約を1年経過以後に付加した場合は、その付加日

■ 目標到達までは、目標値を何度でも変更することができます。変更時はさらに250%、300%も指定できます。

3 目標値到達

運用成果を円貨で確定し、自動的に定額の円建終身保険に移行します。

- 目標値に到達した日（到達判定日）の翌々営業日（定額円貨建移行日）に、定額の円建終身保険に移行します。
- 移行後基本保険金額は、到達判定日における解約返戻金額の円換算額をもとに、定額円貨建移行日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて算出します。
- 定額円貨建移行日以後の死亡保険金額については、▶P33をご参照ください。
- 移行後に解約・減額した場合は、解約返戻金額は責任準備金額と同額で、経過月数に応じて計算した金額となります（市場価格調整は行わず、解約控除もかかりません）。

8

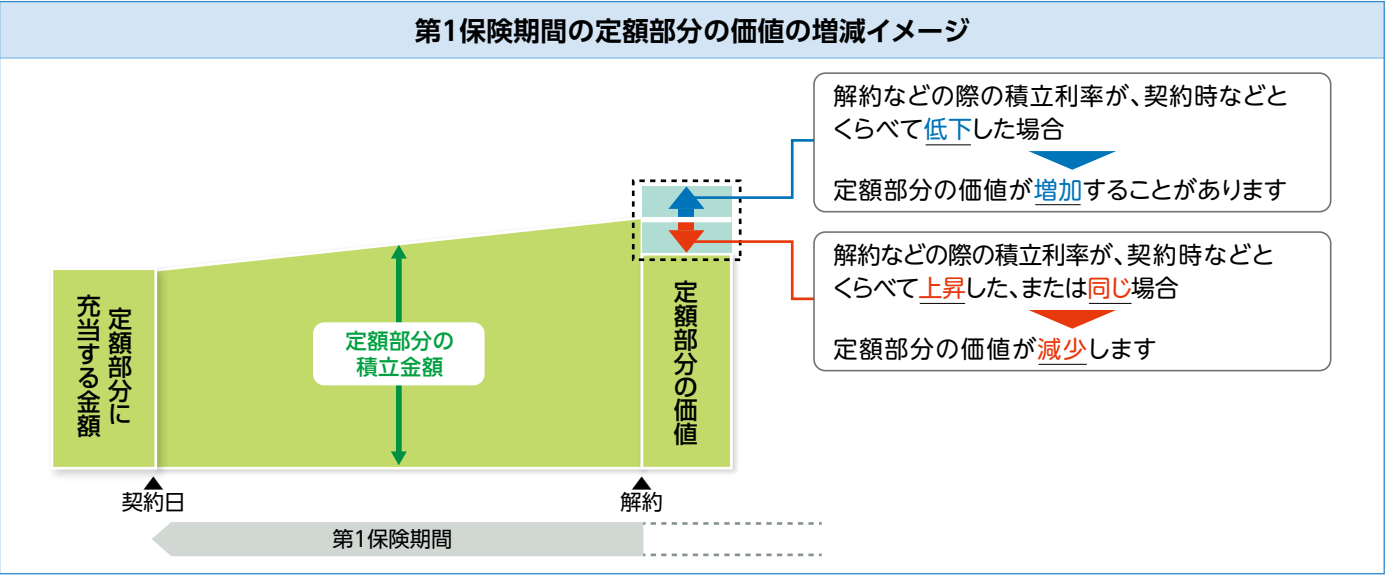
解約返戻金額について
(解約・減額する場合や、目標値に到達して定額の円建終身保険に移行する場合など)

■解約返戻金額は、つぎの算式により計算されます。

解約時期	算式			
第1保険期間	解約返戻金額	=	$\left[\text{定額部分の積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率}) \right] + \text{変額部分の積立金額} - \text{解約控除の額}$	
第2保険期間	解約返戻金額	=	$\text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$	

市場価格調整 (第1保険期間の定額部分および第2保険期間の積立金額に適用されます)

■市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させるための手法のことをいいます。この手法により、解約・減額の際の市場金利に応じて定額部分の価値が変動し、解約返戻金額が増減します。



■市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

市場価格調整率 = $1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約返戻金計算日の積立利率} + 0.45\%} \right] \times \frac{\text{月数}}{12}$

解約時期	「適用されている積立利率」	「解約返戻金計算日の積立利率」	「月数」*1ヵ月未満の端数は切捨て
第1保険期間	解約返戻金計算日にこの保険に適用されている積立利率	解約返戻金計算日を責任開始日とし、この保険と同一の第1保険期間および通貨が指定された新たな保険を締結すると仮定した場合に、当社の定める方法により計算される、その新たな保険に適用される積立利率	第1保険期間の満了日までの残存月数に応じてつぎのとおり ・120ヵ月以下の場合: 残存月数 ・121ヵ月以上の場合: 残存月数×0.5+60ヵ月
第2保険期間		解約返戻金計算日を第2保険期間移行日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日)とみなした場合に、当社の定める方法により計算される、この保険と同一の通貨が指定された保険に適用される積立利率	積立利率保証期間の満了日までの残存月数

- 第2保険期間移行日または積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が96歳以上となる場合は、以後の市場価格調整を行いません。
- 「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加して目標値に到達し、定額の円建終身保険への移行後は市場価格調整を行いません。

解約控除

■解約控除の額は、つぎの算式により計算されます。

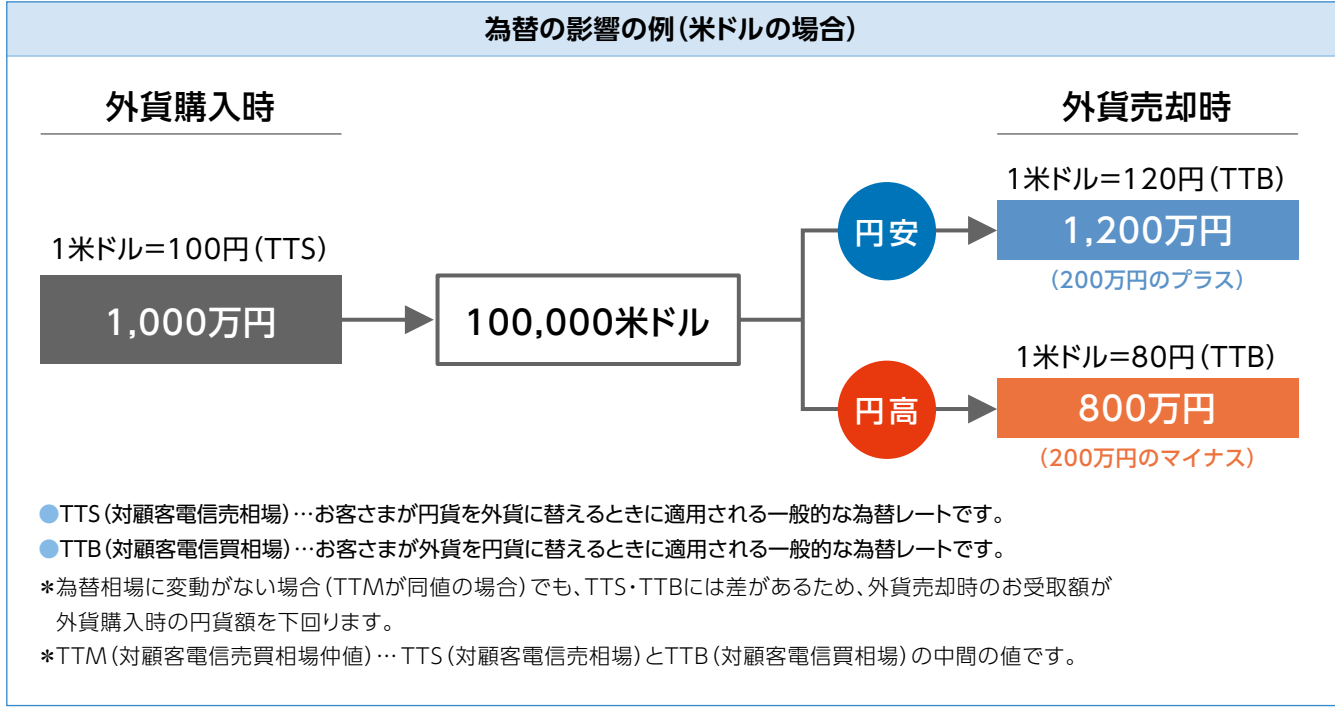
解約控除の額 = 基本保険金額 × 解約控除率 (▶P42 をご参照ください)

■「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加して目標値に到達し、定額の円建終身保険への移行後は解約控除はかかりません。

- 市場価格調整および解約控除により、ご契約直後に解約された場合の解約返戻金額は一時払保険料を大きく下回ります。
- 上記の具体的な金額例については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

9 為替リスクについて

■くわしくは▶P44をご参照ください。



10

第1保険期間の変額部分における特別勘定の概要とその投資リスクについて

■ 以下の投資信託を主たる投資対象として運用を行います。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

指定通貨	米ドル	豪ドル
特別勘定の名称	グローバル分散型SMBC2(米ドル)	グローバル分散型SMBC2(豪ドル)
主な投資対象となる投資信託の名称	DIAM世界アセットバランスファンド23VA (適格機関投資家限定)	DIAM世界アセットバランスファンド22VA (適格機関投資家限定)
運用会社	アセットマネジメントOne株式会社	
資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の純資産総額に対して、 <u>年率0.20%(税抜き)</u> の1/365を毎日控除します。	
投資方針	日本・米国・欧州・アジア・新興国の株式、日本・米国・欧州の債券(国債)、商品、為替取引などを実質的な投資対象とする投資信託に投資し、特別勘定資産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。	

■ 主な投資対象の構成要素は、以下のとおりです。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

主な投資対象	構成要素
株式	BNPパリバ 日本株先物指数
	BNPパリバ 米国株先物指数
	BNPパリバ 欧州株先物指数
	BNPパリバ 香港株先物指数
	iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF
債券	BNPパリバ 日本国債先物指数
	BNPパリバ 米国債先物指数
	BNPパリバ 欧州国債先物指数
商品	S&P GSCI エネルギーダイナミック・ロールエクセスリターン指数
	S&P GSCI 産業金属ダイナミック・ロールエクセスリターン指数
	ブルームバーグ商品指数
	S&P GSCI ゴールドエクセスリターン指数

*主な投資対象の構成要素については、実質的に指定通貨買いの為替取引を行い、対指定通貨での為替ヘッジを行います。
*法令や規制方針の変更および投資方針に沿った運用を行うなどの理由で、今後変更もしくは追加・削除される場合があります。

■ 変額部分の主な投資リスクは次のとおりですが、この他にも投資リスクがあります。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

価格変動リスク	有価証券などの市場価格の変動により、資産価値が減少することがあります。
金利変動リスク	公社債などの価格は、一般的に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇しますので、金利の変動により、資産価値が減少することがあります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により、資産価値が減少することがあります。
信用リスク	株式や債券などの発行者の経営・財務状況の悪化にともなう外部評価の変化などにより、資産価値が減少することがあります。
カントリーリスク	投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは外交関係の悪化などの要因により、資産価値が減少することがあります。

■ 特別勘定の評価方法は、投資信託を含む有価証券などについては時価評価し、それ以外については原価法によるものとします。ただし、この評価方法について将来変更することがあります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をお読みください。

11

お客さまに負担していただく費用について

■ くわしくは ▶P41～43 をご参照ください。



お客さまに負担していただく諸費用について

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

すべてのご契約者に負担していただく費用

①第1保険期間中の変額部分における費用

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 ご契約の締結・維持などに 必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率 2.35%	左記の年率の1／365を 変額部分の積立金から 毎日控除します。
資産運用関係費※ 運用にかかわる費用として、 投資対象となる投資信託に かかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の 純資産総額に対して 年率 0.20% (税抜き)	左記の年率の1／365を 投資信託の信託財産から 毎日控除します。

※上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的に負担していただきます。
なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。
記載の信託報酬は2019年2月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。

②第1保険期間中の定額部分における費用

積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率をあらかじめ差し引いております。

③第2保険期間中における費用

第2保険期間中の積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。
*上記の費用は、第2保険期間移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、計算方法は表示しておりません。
また、積立利率の計算にあたって、ご契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率をあらかじめ差し引いております。

特定のご契約者に負担していただく費用

①第1保険期間中にご契約を解約・減額する場合や、「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加し、定額の円建終身保険に移行する場合などに、つぎの費用をご負担いただきます。

項 目	費 用	時 期
解約控除 ご契約の解約などの際に 必要な費用です。	基本保険金額に 経過年数に応じた 解約控除率を乗じた金額 (注)解約控除率は下表参照	ご契約の解約などの際に 控除します。

解約控除率

経過年数		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
第1 保険期間	20年	10.0%	9.5%	9.0%	8.5%	8.0%	7.5%	7.0%	6.5%	6.0%	5.5%
	15年	10.0%	9.3%	8.7%	8.0%	7.3%	6.7%	6.0%	5.3%	4.7%	4.0%
経過年数		10年以上 11年未満	11年以上 12年未満	12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満	15年以上 16年未満	16年以上 17年未満	17年以上 18年未満	18年以上 19年未満	19年以上 20年未満
第1 保険期間	20年	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%
	15年	3.3%	2.7%	2.0%	1.3%	0.7%	—	—	—	—	—

*定額円貨建移行日以後に解約・減額した場合、解約控除はかかりません。

②「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加し、定額の円建終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、保険契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

*上記の費用は、定額円貨建移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの計算方法は表示しておりません。

③「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合、年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、以下の費用を負担していただきます。

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 (年金管理費)※ 年金支払管理に必要な 費用です。	受取特約年金額に対して 0.4% (円貨で特約年金を 受け取る場合は 最大0.35%)	年金支払開始日以後、 特約年金支払日に 控除します。

※特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。
また、保険契約関係費(年金管理費)は2019年2月現在の数値であり、将来変更することがありますが、特約年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、年金受取期間を通じて適用されます。



通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

「円貨支払特約」を付加して死亡保険金、解約返戻金などを円貨でお受け取りになる場合など

「円貨支払特約」における為替レート	TTM－50銭
「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」の目標値判定為替レート	TTM－50銭

*上記の為替レートは、2019年2月現在の数値であり、将来変更することがあります。

外貨のお取扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお払い込みいただく際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、死亡保険金、解約返戻金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。



第1保険期間の変額部分の投資リスクについて (損失が生じるおそれ)

- 第1保険期間の変額部分について、日本・米国・欧州・アジア・新興国の株式、日本・米国・欧州の債券(国債)、商品、為替取引などで実質的に運用されるため、運用実績が積立金額、死亡保険金額、解約返戻金額などの増減につながります。
- 株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクはすべてご契約者に帰属します。資産運用の成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、第一フロンティア生命または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- なお、特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針については「契約概要」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、必ずお読みいただき内容を十分にご確認ください。



解約・減額する場合のリスクについて (損失が生じるおそれ)

第1保険期間の定額部分および第2保険期間の積立金額について市場価格調整(▶P37・38)をご参照ください)を行うこと、第1保険期間の変額部分について投資リスクがあること、第1保険期間中の解約または減額の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返戻金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

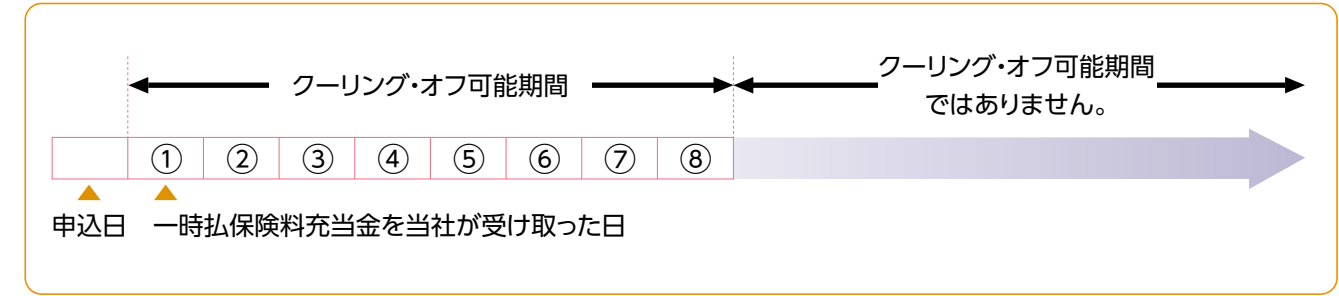


為替リスクについて(損失が生じるおそれ)

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返戻金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返戻金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

1 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます

- お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内※1であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除※2ができます。
- ※1 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。
- ※2 お申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「お申込みの撤回など」といいます。



- お申込みの撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。郵便(はがき、封書)※3により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。
- ※3 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。
- ＜送り先＞ 〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号
第一フロンティア生命保険株式会社 お客様サービスセンター

- 書面には、以下の記入事項をご記入ください。

記入事項	記入例
お申込みの撤回などをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名(自署)	ダイイチ タロウ 第一 太郎 *フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3 TEL○○-××××-○○○○
お払い込みいただいた金額・通貨	○,○○○,○○○ (米ドル・豪ドル)
ご本人名義の返金口座※4	○○銀行 ○○支店 預金種類 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ

- ※4 外貨でお受け取りになる際には外貨預金口座をご記入ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご記入された場合、円貨に両替される場合があります。
- お申込みの撤回などがあった場合、お払い込みいただいた金額を全額お返しいたします。
- 一時払保険料充当金と同額をお払い込みいただいた通貨でお返しいたします。お客さまが外貨をお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。
- 当社特約を用いずに募集代理店で円貨などを指定通貨に両替してお払い込みいただいた場合、指定通貨でお返しいたします。
- ご契約の内容変更(特約の中途付加など)や債務履行の担保のための保険契約である場合には、お申込みの撤回などはできません。

2 告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者からの告知は必要ありません。
- 入院中または余命宣告を受けている被保険者のお申込みはお取り扱いできません。
- ※申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」「介護療養型医療施設」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

3 定額部分に適用される積立利率は、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日における積立利率となります

- 積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。
- お申込みから一時払保険料を当社が受け取った日までの間に積立利率が変更された場合、一時払保険料を当社が受け取った日における積立利率が適用されますので、ご注意ください。
- なお、定額部分の積立金額は、ご契約に適用される積立利率および契約日からの経過年月に基づき計算する金額となります。
- 第2保険期間へ移行する場合には移行日の積立利率、積立利率保証期間を更新する場合には、更新日の積立利率が適用されます。

積立利率は、第1保険期間および積立利率保証期間ごとに、その期間に応じた指定通貨の金利スワップレートを指標金利とします。その指標金利の当社所定の期間における平均値に最大1.0%を増減させた範囲内で当社が定めた率から、死亡保険金の支払いおよび保険契約の締結・維持など(第2保険期間中は、保険契約の維持など)に必要な費用の率を差し引いた利率となります。

4 保障の開始(保障の責任開始期)、契約日および特別勘定による運用の開始日は以下のとおりとなります

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。
- この保険の契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料のうち変額部分に充当する金額を特別勘定に繰り入れる日となります。
- 第一フロンティア生命は、第一フロンティア生命の責任が開始される日(一時払保険料を受け取った日)から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅い日に一時払保険料のうち変額部分に充当する金額を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します(保有口数の算出日は第一フロンティア生命がその額を特別勘定に繰り入れる日となります)。

5 死亡保険金などをお支払いできない場合があります

- 死亡保険金の免責事由に該当した場合(責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど)
- 重大事由によりご契約が解除となった場合(ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたときなど)
- 死亡保険金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- 詐欺によるものとしてご契約が取消となった場合

6 解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります

- 解約返戻金額はつぎの影響をうけます。
 - ①特別勘定の運用実績
 - ②市場価格調整
 - ③解約控除
 - ④円貨に換算した金額は解約時の為替レート
- 解約返戻金額の計算方法などくわしくは▶P37・38をご参照ください。

7 目標到達の判定は、「積立金額の円換算額」ではなく「解約返戻金額の円換算額」で行います（「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合）

8 この保険には為替リスクがあります

■ くわしくは▶P44をご参照ください。

9 保険金額などが削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、死亡保険金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、死亡保険金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL:03-3286-2820

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

10 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返戻金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

11 この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります

■ 預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。

12 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません

■ 保険料を借入金で調達した場合、解約返戻金額などが借入元利金額を下回り、借入元利金の返済が困難になることがあります。このため、保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

13 特別勘定を廃止し、積立金を他の特別勘定に移転することがあります

- ご契約者が指定した特別勘定について、その資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときや運用対象である投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったときなど特別な事情がある場合には、第一フロンティア生命は、その特別勘定を廃止しその特別勘定と類似の運用方針を有する他の特別勘定に積立金を移転することがあります。
- 特別勘定の廃止にともなう積立金の移転をするときには、その廃止日(移転日)の2ヵ月前までに、ご契約者にその旨お知らせします。

14 特別勘定群が、「ダブル・フロンティア終身(円建/米ドル建/豪ドル建)」とは異なる商品があります

- 「ダブル・フロンティア終身(円建/米ドル建/豪ドル建)」と給付内容が同一で、選択いただける特別勘定群が異なる商品をお取り扱いする募集代理店があります。
- くわしくは、第一フロンティア生命ホームページ(<http://www.d-frontier-life.co.jp/>)またはお客さまサービスセンター(0120-876-126)までご照会ください。

15 お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります

- 天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないときは、お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります。
- この場合、第一フロンティア生命の本社および各募集代理店において掲示を行うとともに、第一フロンティア生命ホームページ(<http://www.d-frontier-life.co.jp/>)にてお知らせします。また、お手続きの停止、延期および取消しに該当するご契約者には、個別に通知します。
- くわしくは「ご契約のしおり・約款」の「特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱い」をお読みください。

16 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(生命保険協会ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

17 死亡保険金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡保険金のお支払いを行う必要がありますので、死亡保険金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡保険金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について保険金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

18

ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡保険金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル **0120-876-126**

営業時間 9:00～17:00
(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

19

税務のお取扱いは以下のとおりです

- ここに記載の税務のお取扱いは2019年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。
また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。
- *2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。

外貨建の保険契約のお取扱い

- つぎの基準により円貨に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取扱いとなります。

項目		円換算日	換算時の為替レート
一時払保険料		保険料領収日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
死亡保険金	相続税・贈与税 となる場合	支払事由発生日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得) となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
解約返戻金		解約返戻金計算日 (請求書類の受付日)	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
第2保険期間移行日における 積立金額の一時支払		第2保険期間移行日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)

- *「円貨支払特約」または「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合で、当社が、死亡保険金、解約返戻金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。
- *受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回っても課税されることがあります。
- *受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回るがあります。

ご契約時

- お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。
なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。
*契約日が払い込んだ年の翌年となる場合は、翌年の控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、死亡保険金の受取人が、本人か配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)であること。
--------------	---

保険期間中

- 解約・減額および第2保険期間移行日における積立金額の一括受取時の差益に対する課税
所得税(一時所得※)+住民税の対象となります。
- 死亡保険金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡保険金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※)+住民税
ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

- *契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。
- ※一時所得の課税対象
一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。
特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。